

第七十七回国会 農林水産委員会 議 録 第 五 号

昭和五十一年三月二十九日(月曜日)

午後一時二分開議

出席委員

委員長 湊 徹郎君

理事 今井 勇君

理事 島田 安夫君

理事 山崎平八郎君

理事 角屋堅次郎君

理事 足立 篤郎君

理事 加藤 紘一君

理事 佐々木秀世君

理事 白濱 仁吉君

理事 中尾 榮一君

理事 森下 元晴君

理事 柴田 健治君

理事 竹内 猛君

理事 芳賀 貢君

理事 安井 吉典君

理事 瀬野栄次郎君

出席國務大臣

農林大臣 安倍晋太郎君

出席政府委員

農林大臣官房長 森 整治君

農林省農林經濟局長 吉岡 裕君

農林省構造改善局長 岡安 誠君

農林省農畜園芸局長 澤邊 守君

委員外の出席者

農林大臣官房審議官 関根 秋男君

農林水産委員会調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

三月二十九日

第一類第八号

農林水産委員会議録第五号

昭和五十一年三月二十九日

辞任

馬場 昇君

同日

辞任

安井 吉典君

補欠選任

馬場 昇君

三月二十三日

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

同月二十五日

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

同月五日

農林漁業団体職員共済組合法の改正に関する請願(成田知巳君紹介)(第一〇〇三号)

同外一件(湯山勇君紹介)(第一〇〇四号)

同月九日

昭和五十一年産米の事前売渡限度数量の増枠に関する請願(松浦周太郎君紹介)(第一二三八号)

同(芳賀貢君紹介)(第一二一四号)

昭和五十一年産米の適正化に関する請願(松浦周太郎君紹介)(第一二二九号)

同(芳賀貢君紹介)(第一二一五号)

同月十一日

農業者年金基金法の一部改正に関する請願(芳賀貢君紹介)(第一三六六号)

同月十八日

乳価の二重価格制度確立に関する請願(金子満広君紹介)(第一六七四号)

同月二十五日

草地造成用地としての国有林野利用に関する請願(津川武一君紹介)(第一九五〇号)

は本委員会に付託された。

三月二十三日

農業経営の安定対策確立に関する陳情書(水戸市議會議長木村寛)(第九六号)

昭和五十一年産米の予約限度超過米の買上げ促進に関する陳情書外四件(宮城県亘理郡山元町議會議長森平外四名)(第九七号)

国営土地改良事業の特別促進対策実施に関する陳情書(近江八幡市議會議長浜田長治郎)(第九八号)

小規模土地改良事業の促進に関する陳情書(中国五県議會議長正副議長會議代表岡山縣議會議長長田卓三外四名)(第九九号)

農地防災のための老朽ため池補強事業費の拡充強化等に関する陳情書(四国四縣議會議長正副議長會議代表高知縣議會議長安岡一)(第一〇〇号)

農業経営近代化施設制度創設等に関する陳情書(中国五縣議會議長正副議長會議代表岡山縣議會議長長田卓三外四名)(第一〇一号)

国内産いもでん粉の適正価格実現等に関する陳情書(東京都港区芝西久保明町一日本コーンスタール協會長下川英二外三名)(第一〇二号)

こんにゃくの生産及び価格安定対策確立に関する陳情書(関東一都九縣議會議長會常任幹事東京都議會議長山村久外九名)(第一〇三号)

畜産経営の安定対策促進に関する陳情書(香川県議會議長小磯治芳)(第一〇四号)

養蚕農家を主体とした人工飼料対策確立に関する陳情書(関東一都九縣議會議長會常任幹事東京都議會議長山村久外九名)(第一〇五号)

学校給食用牛乳に対する国庫補助増額に関する陳情書(徳島縣議會議長鈴木利市)(第一〇六号)

繭・絹織糸・絹織物等の輸入規制に関する陳情書

書外三件(関東一都九縣議會議長會常任幹事東京都議會議長山村久外十一名)(第一〇七号)

森林等の公益機能確保のための財政措置に関する陳情書(関東一都九縣議會議長會常任幹事東京都議會議長山村久外九名)(第一〇八号)

漁業危機打開の緊急対策確立に関する陳情書(焼津市議會議長戸塚穂)(第一〇九号)

漁業災害補償制度の改善に関する陳情書(石川県議會議長米沢外秋)(第一一〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案起草の件

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件

關糸價格安定法の一部を改正する法律案起草の件

農林水産業の振興に関する件(畜産物の價格問題)

關糸價格安定対策に関する件

畜産物の價格等に関する件

○委員長 これより會議を開きます。

土地改良法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柴田健治君。

○柴田(健)委員 土地改良法の一部を改正する法律案に対して、簡単に御質問をいたしたいと思います。

今回提案された特別会計に繰り入れをして事業

実施する七地域、この七地域についてだけ取り上げたというのはいささか理由が、まだほかにも、順次これは毎年計画にほとんど全部特会に繰り入れていくようなやり方をするのか、その点の考え方を聞かせたいと思います。

○岡安政府委員 昭和五十一年度におきまして、一般会計の事業を特別会計に振りかえるというのは、合計九地区は考えているわけでございまして、そのうち二地区につきましては、すでに土地改良法並びに特別会計制度上振りかえが認められているいわゆる一般的な灌漑排水事業の地区でございまして、それ以外の七地区につきましては、現在御提案申し上げております土地改良法の一部改正並びに特別会計法の一部を改正いたしまして、振りかえを可能にいたしまして、実施をいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

七地区を選んだ理由でございすけれども、特別会計につきましては、その事業対象にする場合には、新たに財政投融資資金の確保その他がございすので、一般的には、相当規模の大きい地区とか、ほかの事業との関連から進度をアップしなければならぬ地区とか、そういう地区を選んだ、順次特別会計に繰り入れております。

それからもう一つは、特別会計に振りかえるに当たりましては、地元の同意というものが必要でございすので、そういうような態度といえますか、そういう面が進んでいる地区から順次これを振りかえるということも考えて、今回の法改正に伴いまして、とりあえず七地区を振りかえたい、かように考えておる次第でございす。

○柴田(健)委員 いまお答えになったように、非常に進捗率がおくれている。これを短縮するためにはやるというのですが、いままで大幅におくれているわけですね。この期に及んでこれをいかにも正当づけるような理屈をつけてやるというのは、見通しの甘さというか、当然いままでも何らかの処置をとらなければ大幅におくれていることは予測されておっただろう。予算のつけ方から見ると、要するに着工、起工式の時点で、関係農民に

は、およそ何年でやるというぐらゐのことは明らかに公表しておるわけですから、それを守らなかった、そして守れなかった理由は何なのか。そして、この期に及んで特会に振りかえなければならぬということ、そのために改めてまた同意のし直しをするということは、われわれちょっと簡単に考えて、農林省のいままでもってきた責任というものがあるに感じられないという気がするのですが、この点どうですか。

○安倍国務大臣 私からお答えいたしますが、農用地開発事業につきましては、御存じのように、特別会計制度が設けられた三十二年当時は、現行とは仕組みが全く異なつた旧制度開拓事業として行われておりました。特別会計制度を適用する余地がなかったという沿革があることは御案内のとおりであります。また、現行農用地開発事業の仕組みが生まれたところの昭和三十六年以降も、昭和四十八年ごろまでは事業の平均工期も十一年ないし十二年と、さほどおくれを見ることがなく事業が推進されてきたために、これまでは特会事業の対象とはしていなかったわけでございす。

が、昭和四十九年度以降、事業単価の上昇あるいは公共事業予算の抑制などの事情によりまして、昭和五十一年度では事業の平均工期が二十年にも達し、事業の推進に重大なる支障が生じておるわけでありす。

このような状況に対処して、今回、農地造成事業及びこれと灌漑とをあわせ行いいわゆる総合土地改良事業を特別会計の対象に加え、その完了の促進を図ることとしたわけでございす。したがって、昭和四十九年度、五十年年度といった予算の抑制あるいはまた物価の値上がりということに対処するために今回の措置と相なつたわけでございす。

○柴田(健)委員 こういう措置をとれば進捗率が伸びるという、そういう考え方は一応持てるのですが、しかし今度は大蔵省との関係で、大きい国営の農用地開発事業はほとんど財投の資金で借り入れてやりなさいということになって、一般会計

の財源というものがだんだん削られる可能性が出てくるのではなからうか、そういう気がするのですが、将来そういう見通しはどうなんですか。

○岡安政府委員 特別会計の対象事業は、御案内のとおり事業費の一部につきまして財投資金を導入するわけでございす。私どもは、そういう事業が一般会計で行われた場合要するであろう国費、これを節約して、それを財投資金で肩がわりするという思想はないわけでございまして、一般会計の財政資金、これを大幅に拡大したいと思ひますけれども、なかなか財政の事情で許さない場合には、それを確保した上でさらに財投資金を上乗せして事業を実施するという心構えで予算要求もし、また予算もセツトをされておるわけでございす。したがって、私どもは特別会計事業とすることによりまして事業を大幅に伸展できるというふうに考えておるわけでございす。

○柴田(健)委員 大幅に伸びるという理屈はわかるのですが、しかし大抵初年度か二年度ぐらゐまではこういう方式をよくとられる。ところが、後は上積みでなしに原資はほとんど財投資金でやりなさい、一般会計はそれこそ今度は逆転する可能性がある、こういう心配があるの、あくまでも一般財源は八〇%なら八〇%つける、その補完的に二〇%なら二〇%を財投で進捗率を伸ばしていくように総事業費をふやしていくのだ、こういうことにはしないと、それが逆になって財投が八〇%で一般財源が二〇%だ、こういうことになっては今度はまた進捗率が当初計画よりおくれしてくるという心配が出てくるので、あくまでも一般財源充当率は八〇%を下らない、その上積みはこの財投資金でやるのだ、こういうことがある程度明確になつておらないと、そこに不安というものが起きてくるのではないですか。

○安倍国務大臣 いま御心配のようなことは全然ないと思つております。と申しますのは、財投分はこれは地元負担分でございますので、一般事業費につきましては、これからの財政の状況もございす。これは確実に伸びていくわけでござい

ますので、財投資金によつて一般の予算までも食われてしまつて逆転するといふようなことはあり得ないと私は考えておるわけでございす。

○柴田(健)委員 そういう心配がないということをお大臣が明確に言われるならそれは信用しておきますが、万一狂つたら農林省は重大な責任を持つてもらなければいかぬ、こういうふうに考えます。

次に、今度特会振りかえの七地区についてみると、事業費が大幅に増額されており、農地開発の官崎県、美々津地区は五十年度は六億一千万、今度は十二億になるのですね。そのうち借り入れが三億一千二百万ということで、伸び率が相当伸びて倍ぐらゐになる。福井県の坂井北部が、十一億が今度は二十一億になる。ところが、いままでの人の問題を見ますと、美々津の方はいま二十九人職員がおり、坂井北部が三十九人おる。五十年年度予算の事業費の倍ぐらゐの事業費がふえるのに、人は全然ふえないといふのはどういふわけですか。

この点、いままでは予算がないので人が余り過ぎて仕方がないので半人前ずつ仕事をやらぬかというところで、一人前の持つておる能力を十分出せなかったのか。何は総事業費が倍になつても人はこれで完全にやれるのか。この点どうですか。

○岡安政府委員 御指摘のとおり、今回振りかえになります七地区につきましては、五十年年度と五十一年度の事業費を比較いたしますと、大体倍近くそれが増加したしているわけでございす。この事業を実施するための職員をどうするかという御指摘でございますが、確かに土地改良関係の事業を実施いたします定員は、毎年総体的には減員、これは一般的な国の方針に従ひまして減員はいたしておりますが、このように事業量が増加する地区につきましては、それぞれその事業の進捗状況等を考えまして、適正な定員の配分をいたしておるわけでございす。したがって、五十一年度につきましてこれらの七地区について何人の人員を決めるかといふことはまだ確定をいたしておりませんが、やはりこれだけの事業量の増加

に見合ひまして、昨年よりも若干職員は増員されるものというふうに考えております。

○柴田(健)委員 これからの検討課題で、職員の増員配置については十分考慮して取り組んでいく、こういうことですね。

○岡安政府委員 先ほど申し上げましたように、国の一般的な方針として、総体としてはやはり減員をせざるを得ないような事態にはございませうけれども、地区地区の実情に応じまして、御承知のとおりその事業執行に差し支えないような定員は確保してまいりたい、かように考えております。

○柴田(健)委員 いままで一般財源で事業をしたのですが、今度は借入れをする場合、金利がつくのですが、この金利負担は全額国が持つのですか。事業完了後この金利も計算をして、率に応じて農民に負担をかけるのか。この金利の精算方式、負担方式というものをどう考えておられるのか、この点をお答え願いたい。

○岡安政府委員 特別会計制度に振りかわったことによりまして新たに投資資金が導入されるわけでございしますが、この資金の借入れに伴います利息、いわば建設利息に相当する部分は、これはすべて地元で御負担をいただくというふうにいたしております。もちろん事業完了したした後でございまして、完了後若干の据え置き期間を置きますが、年賦で御返済をいただくわけでございしますが、これは元金のほかには要しました建設利息を御負担いただくというふうに考えております。

○柴田(健)委員 大臣、これはおかしいと思うのです。当初計画五年なら五年、七カ年なら七カ年で、その間にこの事業を完了いたしますというところで、予備調査をし、実施設計を組んで、そして事業開始をやって、当初計画からいって百五十億なら百五十億で十カ年でやるとするならば、毎年十五億の予算をつけてやれば、そう進捗率が狂うということはない。それを三分の一ぐらい補助をつけていくから、十五年なり二十年なり、見通しでは将来二十何年かかるのではなからうかという

ようなことになって、大きな見通しの誤りというか、財源をつけないからそういうふうに進捗率が非常に悪くなる。その責任は農民にはない。

関係農民ではない。農林省の努力の足らぬところだ。それから、十カ年で計画をやったものだったから、百五十億の総事業費なら年に十五億ずつけたらいいわけだ。これはだれが考えても当然のことなんです。それを予算をつけずにおいて、今度特会にある程度財投を投資して、財投の金を借り入れをしてやるのだ、金利は農民がかぶりなさいよ。初めからそういうことで、財投から借り入れをしてやるのだということでは関係農民に同意を得ておる地域ならよろしいが、しかし、中途で変更するといふ地域は当然国が金利をかぶるべきじゃないですか。筋が通らぬと私は思うのですよ。初めから農民に同意を得てやったらいいけれども、途中でこういうことを方向転換をさせるという地域については金利は農林省がかぶるべきだ。この点はどうですか。

○安倍国務大臣 国営の土地改良事業を一般会計で実施する場合につきましては、農民負担分については、その負担能力等も考慮いたしまして、事業完了後長期の年賦支払いによることとしておる関係で、毎年度の事業費を全額一般会計支出で賄わざるを得ないわけでございしますが、この方式によるときは事業の進捗が制約されるという問題があるわけでございします。特別会計方式は、この地元負担分について借入金分だけ上乗せして事業を実施することによりまして、工事の完了を促進しようとするものでございまして、この借入金につきましても、国の資金であるところの財政投融資をもつて全額を充当するのであって、そのねらいはもっぱら事業効果の早期発現等によりまして地元の利益の増大にありまして、国の都合で行うものではないという御批判がございましたが、これは当たらないと考えております。

その地元負担につきましては、一般会計で実施する場合に比べ、建設利息等が加わるため見かけ上高くなっておりますが、その上昇分は地元利益の増加分によりまして十分カバーされるものと考えられるので、特別会計事業につきまして、金利の負担等により若干の負担増が生ずることは、他事業とのバランス等もあり、やむを得ないと考えておるわけでございします。

いづれにいたしましても、具体的な地区ごとの制度の適用につきましては、国が一方的に決定するのではなくて、一般会計実施とするか特別会計実施とするかは地元の選択にゆだね、受益者の三分の二以上の同意に基づく地元からの申請があったものに限り特別会計で実施することとしたと考えておるわけでございします。

なお、いま事業の中途においては地元の同意を必要とするかしないかという御質問もございましたが、事業の継続中におきましても、特別会計に切りかえていく場合には地元の同意を必要とするというところでございします。

○柴田(健)委員 いまの同意のとり方がまた十分説明してない地域がある。今度は事業を伸ばすために特会でやるのだ、そういう金利についてはまだ十分説明してない地域がある。やったようにあなたに言うていけるけれども、十分同意を得るためにそういう細かいことの説明はなされてない。大体都合の悪いところはなるべく隠すようにしておる。いいところばかり宣伝するんだ。これは役所の常套手段だから、いまに始まったことじゃない。金利負担もこのくらい要りますよ、毎年たとえば五億なら五億財投の金を使います、金利はこれくらいかかります、こういうもつと具体的に表にして同意を求めておかないと、後でまた問題になる。こういう心配があるから、私は、場合によっては金利だけは中途変更の七地域については全額国が持ちますというぐらゐの腹をくくっておかぬとえらいことになりますよ、こういう気がするから申し上げているのですが、その点の見解を聞いておきたい。

○安倍国務大臣 この特会制度でいくかいかないかということは、あくまでも地元の選択でございまして、地元の同意が得られない、地元がいままのような一般会計によって行おうということならば、それで事業を進めることになるわけでございします、多少負担増があつても、事業の進捗を早めて利益の還元を早めるために、特会制度でやろうという選択がなされればそちらでいくわけでございします。いづれにしても、この金利等の問題につきましては、これはもうわかる問題でございしますから、何も地元これを隠して政府の方で一方的に方向を決めようということではないわけでありまして、十分その実情、実態は説明をして、自由な地元の選択にゆだねたい、こういうふうに考えるわけであります。

○柴田(健)委員 たとえば宮崎県的美々津の事業は大体いまの計画でいくと四十六年着工、総事業費が百五十七億一千万、受益面積が千六百ヘクタールですから、大体十アール、一反が百万円近くかかる。それから坂井北部が大体七十万円ぐらいかかる。三重県の青蓮寺が九十万円ぐらい十アール当たりかかるんです。兵庫県の東播磨用水は安くて三十五万、これは灌漑用水施設ですから。徳島の吉野川水系でも四十万ぐらい。こういうことで単価を見ていくと農民の負担というものは、七五%は国が持つんだ、残り二五%の半分は県が持つ、農民は二・五%だから、百万かかっても十二万五千円じゃないか、それに金利を加えて、十五年償還にして一年が一万五千円ぐらいだから大したことはないだろうと、こういう算用のようですが、私は、そういう算用自体が日本の農民の心理を知らない、日本の農業の実態を知らない人が言うんだという気がするんです。灌漑施設については別としても、農地開発については三年ぐらゐはもう絶対収益は上がらない。土壌改良をするために三年ないし五年ぐらゐかかる。何をつくるにしても相当長期間収益性は出てこない。そういう中で、事業完了と同時に十アール当たり十二万五千円から十三万円というのは少し高過ぎる。だから、事業をするなら、国が七五%持つんだからもうそれでいいじゃないか、百万かかっても二百万

かかっていいじゃないか、金利が少々ついても早くやった方がいいじゃないかという、そういう軽い気持ちでやっておられるようですが、農民が一たび作物を植えて、それからその作物の品目別に、たとえば償還の年限を弾力的に幅を持たせていく、要するに支払いの方法を何とか考えてやるというようなことを、もうこの辺で考えた方がいいんじゃないか、こういう気がするんですが、支払いの方法についての見解を聞いておきたい。

○岡安政府委員 お答えをいたします。

特別会計の地元負担分についての支払いの方法でございますが、これは灌漑排水の場合と農用地開発の場合と若干違いますが、御質問の農用地開発の例で申し上げますと、まず支払いは都道府県負担分と地元負担分に分かれます。いずれも支払いの開始は事業完了の翌年度からでございます。元利均等年賦払いということにいたしております。ただ、御指摘のように農地開発の場合には、開発された農地につきまして十分な生産力を上げるためには若干の年数を要することは御指摘のとおりでございますので、都道府県負担の場合も地元負担の場合も三年間据え置きにいたしております。その三年間の据え置き期間を含めまして十五年の年賦支払いということを考えておるわけでございます。三年が短いから、またその植えつけられる作物の種類によりましてどうかという御指摘で、なお検討をすべきであるという御指摘がございました。確かに、非常に例外的には、三年の据え置き期間を過ぎたら直ちに十分な収益が上がるということも言えないものもあるかと思ひますけれども、一般的には大体三年間たてば、十分とは言えないまでも相当な収益が上がるというふうにも考えております。しかし最近のようにいろいろな作物も複雑になってまいりましたので、今後そういうような点につきましては十分検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○柴田(健)委員 三年据え置きということになっ

ておるのですけれども、品目別に、場合によつたら五年にしてやるのもあるだろうし、弾力的に、もう少し農民の立場に立つてこの据え置き期間の幅を決めてやるのか、それから償還も、事業完了後十五年というのも、場合によつたら二十年にしてやってもいいじゃないかという、多少上限と下限の幅があつて、そこに農民の生産意欲、勤労意欲というものが出てくるのではなかろうか。全国一律というのはおかしいという気がするわけですから、地域的な品目別によつてそういう弾力運用も考えていきたい、こういう答弁をしてもうえは簡単なものだと思うので、へ理屈を言わなくてもいいのですよ。それをもう一遍お答え願ひたい。

○岡安政府委員 先ほどもお答えしたと思ひますけれども、御指摘のような事態が確かにございまして。そこで私もいろいろ検討いたしてございまして。それぞれ、こういう案ではどうかというやうなところを関係省庁と相談した段階もございまして。ただ、現状におきましては、据え置き期間をこれだけ延ばすとか、償還の年限に弾力性はこれだけ与えようというところをお答えできないのが残念でございますけれども、十分問題の所在は理解しておりますので、できるだけ努力をいたしまして、これは関係省庁とも相談をしないと決定がでない問題でございますので、ひとつ今後そういう方向で努力させていただきたいと思っております。

○柴田(健)委員 大いに努力してもらいたい。期待を申し上げておきたいと思ひます。

次に、この前にも大臣に御質問申し上げたのですが、土地改良事業全般にわたつて、補助率の格差というものがどうもわれわれには納得ができません。国営の場合、県営の場合、団体営の場合とそれぞれ補助率に段階別をつけるのは、そこに国営の権威があり、県営の権威があるという権威論がどうかかわりませんが、団体営であろうと、県営であろうと、国営であろうと、補助率は同じであつてほしい。この点を是正する考え方を

持つてもらいたいし、この点について早急にこの補助率の平均化、平等化というものをひとつ取り組んでもらいたい。その点について見解を大臣から聞いておきたい。

○安倍国務大臣 農業の基盤整備事業の事業主体につきましては、事業の種類あるいは受益面積の大小によりまして国営、県営あるいは団体営に区分をしております。それぞれ国の補助率が異なつてゐるのはいま御指摘のとおりでございます。一般には受益面積の規模が大きい地区につきましては多額の費用を要するダム、頭首工等の基幹施設の建設が必要でございますので、その工事は国、県が実施することとし、国の負担率も比較的高率としてゐるものであります。そのようないわゆる基幹的な施設を必要としない小規模の末端事業の補助率との間に差を設けることは現状ではむしろ合理的ではないかと考えておるわけでございます。

なお、土地改良事業の補助率は、現状ではおおむね私たちは適正だというふうに考えておりますが、今後とも実態につきましては十分見きわめまして、必要と認められる場合には、その都度補助率の引き上げ等も要求してまいりたいと考えております。

○柴田(健)委員 この補助率については、関係各省いろいろあるでありますが、早急に取り組んで解決してもらいたい、こう思うのであります。

時間が余りないですから簡単に尋ね申し上げたいのですが、いま需給の長期見通しの計画からいうと八十六万ヘクタールの農用地造成をやるんだという農林省の計画、ところが八十六万ヘクタールの農用地造成の適地というものは実際どこにあるのだろうかという疑問もわれわれちょっと持つておるのですが、これは農林省は八十六万ヘクタールという数字を出した限りは確認をしておられるだろうと思うし、その点次の機会に個所別に一覧表をつくつて資料を出してもらいたい、この点要求したいのですがいかがですか。

○岡安政府委員 八十六万ヘクタールの開発につきましては、昨年閣議決定いたしました「農産物の需要と生産の長期見通し」によりまして、そういう需要と供給を考へて農用地面積を五百八十五万ヘクタール確保する必要がある、そのためには壊廃等も見込みまして六十年までの十二十年間に八十六万ヘクタールの農用地を新規に開発する必要があるというふうに私どもは考えておるわけでございます。いま、その八十六万ヘクタールについてすでに個所づけがあるだろう、あつたらそれを示せという御指摘でございますが、実は私どもはマクロとして八十六万ヘクタールを必要とするということを決めてゐるだけでございまして、どの地区についてどういう年次にどういうふうな開発をするというところまで決めてゐるわけではございません。

ただ、これは相当古い調査でございますけれども、昭和四十四年度に農用地開発の可能地の面積の調べをいたしまして、大体全国でその当時百五十四万ヘクタールの可能適地があるというふうな考へております。この地方別の概略の数字は私どもも持つております。ただ、その後いろいろ経済情勢その他も変わつておりますので、現在改めて開発適地調査等をいたしております。これは五十年度に地形等の条件を区分いたしまして調査をいたしましたけれども、五十一年度にさらに経済的な条件等を加味しまして、本当に開発が可能かどうかはどうかであるか、どのくらいの面積であるかというところを実はさらに詰めたと思つております。

御要求がありますれば四十四年にいたしました調査資料は御提出したいというふうに思つております。

○柴田(健)委員 四十四年度でもよろしいから個所別の一覧表を委員に配つてもらいたい、こう要求しておきたいと思ひます。それに関連してわれわれがちょっと関心を持つておる点は、四十六年以降、大企業、大商社、そういうものがいろいろな形で土地を買い占めをし

ておるわけですが、近ごろの動きを見ると、買う

には買ったが利用計画もなければ何も無い。買う
だけは買うておけ、こういうことで、四十八年の
ごときは金融機関が約十兆円ぐらい土地を買うた
めに金を融資した、こういうことが言われておる
のですが、そういうふうな土地を買い占めておい
て、今日では買い取つてくれ、国土庁にも強い申
し入れがある、農林省にもそういう申し入れがあ
るといふことを聞いておるわけです。片一方では
八十六万ヘクタールの農用地開発をしなければな
らない。同時にまた一方ではこの買い取りの要請
が出ると、大企業が買つておる土地の買い戻しと
いうか、国が買い取るうか、こういう謀反を起こ
すような気になつておるわけでは困るという気がす
るわけです。どうですか大臣、土地の買い取り要
請がどういふ形でいま運動されて、大臣の手に
来ておるのか、全然来てないのか、来たところで
一切取り合わないのか、取り合うのか、その点の
考え方を聞いておきたいと思つたのです。

○安倍内務大臣 いま、経済界におきまして土地
に投下された資金の回収が困難となつて、これ
を打開するためにいろいろ対策が検討されてお
るということは承知をいたしておりますが、私に
対しては、まだ何らの要請もないわけではござい
ます。

しかし、私は、この問題は安易な市街化区域の
見直しであるとか、あるいは企業救済というふう
なことに終わつてしまふというふうなことは賛成
できないわけではございますが、また反面、買い占
められた土地がいつまでも放置されるというこ
とは、これは国土の有効利用の観点からいろいろと
問題もございします。したがつて、農地保有合理化
法人の活用によりまして、将来の優良な農林地と
しての利用が考えられるようであるならば、国土
の有効利用上、意味がないわけでは無いと思つて
おります。いづれにいたしましても、今後の関係
方面の動きに注意しながら、優良な農林地の確保
という観点に立ちまして、この問題につきまして
は慎重に対処してまいりたい、こういうふうな考

えております。

○柴田(健)委員 大臣、どちらでもとれるような
発言をされたわけですが、農林省は、どちらかと
いうとだまされておるのです。たとえば農地転用
の許可を農林大臣がおろしている。保安林の指定
解除についても農林大臣はやつておるわけです。
そのときには適正な利用計画を出して、こういう
施設をつくりまします、こういうことで農地転用の許
可も出し、保安林の区域指定の解除許可もおろし
ておる。それが、いまになって、この利用も何も
できないのです、買い取つてください、今度は農
地の国土利用計画の中でこれをはめ込んでくだ
さい、こういう要請をしてくるということは、ほか
の省はいざ知らず、農林大臣がだまされた地域
に、また色目を使って買い取りだとか、買い戻し
だとか、計画変更するということになる、農林
省は何をしてゐるのだ。約束をしてちゃんとこ
ういふ計画で書き真はもうできて、それに合
つて、農地転用の認可なり保安林の指定解除をした
ところについて適正に指導して、忠実に計画の実
施をさせるべきが当然である。それをさせずに
いて、また農林省が買い戻しに役を買つたんだ
というの、何と考へても農林大臣は一人二役の大
臣にしなればならぬといふことになるわけ
です。農林大臣は一人おればいいわけです。それ
から、認可をおろしたら認可をおろしたと
行かせていくことが農林大臣の任務じゃないの
ですか。それを、いまのような言葉を聞くと、ど
うもまた買い戻しのお先棒を担ぐような可能性が
あるような気がするので、大臣、その点をもう
一遍はつきりしてもらいたい。

○安倍内務大臣 あくまでも食糧の自給力確保と
いう観点から、優良農用地は確保していくとい
うことが農林省の基本的な方針でございます。そ
のために、農地法の厳正な適用あるいは農振法の運
用等によつて、われわれは優良農用地が壊滅を
していかないといふことに對して真剣に取り組んで
おるわけではございます。いま申し上げた私の答弁
で、いろいろと誤解があるといけませんから申し

上げるわけですが、転用した農地等は、その目
的、趣旨に従つてこれが開発されることはやむを
得ないわけではございますが、実は仮登記がされ
て、農地の転用はされない、仮登記がされて、そ
して遊んでおる土地、これは企業等の買い占めに
よりまして、そういう仮登記はされておる、しか
し現在遊んでおるというふうな農地があるわけ
であります。そういう農用地等につきましては、こ
れは合理化法人等によつてさらに買い上げさし
て、そして農用地として活用していくといふこと
等は積極的に考へていかなければならぬといま
すか、その点については十分配慮しなければなら
ぬといふことを私は申し上げておるわけではござ
います。

○柴田(健)委員 いま仮登記方式の売買契約した
地域をあなたは言われたけれども、またこのくら
いインチキな悪いやつはないのですよ。こんな悪
い考えをしておるやつの方がよい悪いのです
よ。仮登記方式というものは、この買収方法は法治
国家の法の旨点をついたやり方です。あなたが
先棒を担ぐためにそんなへ理屈を言うことにな
ると、われわれはまた問題を大きくしていかなく
ればならぬといふ気がしますので、その点を十分配
慮してもらいたい、こう思います。

次に、時間がございませぬから申し上げます。
土地改良法のいまの法律が私たちは完全なもので
はないと思つておるわけですが、各条文ごとにも
う一遍検討を加えるときが来たのではなからう
か、こういう気がいたしておる。その中で、特に
第十八条の関係、役員選任のところなんです、
いま、土地改良区の役員選任、中央段階なり都
道府県段階は別としても、土地連という簡略な名
前で、それぞれ百姓の経験をしたこととすなわ
ば、組合員でもない者が役員をしたこともなけれ
ばいいとして、末端の土地改良区の役員選任に
ついて公職選挙法を適用してゐる。土地改良区
の役員選任に公職選挙法を適用したのか。農業
協同組合の役員は——これはどういふ問題を起こ
しておる団体はない。不正貸し付けだとか、土地の

乱売買であるとか、不動産事業に手を出して失敗
したとか、不正貸し付けであるとか、いろいろ
形で全国的に農業団体の方が事件が多い。そう
いふ役員は公職選挙法を適用しない。農業協同組合
の役員選任こそ公職選挙法の適用をやるべきであ
つて、土地改良区の方はそう悪いことはできま
ないし、そういうシステムになつておる。公職選
挙法を適用する限りは、やはり役員選任の任務とい
ふものがもつと明確にならなければならぬし、も
つと主体性と権限を持たなければならぬし、いまの土地改
良区の役員選任の面から見て不明確な点があ
る。それから要するに、土地改良区の運営の面
においてルーズになる可能性がある、私はこういう
気がいたしますので、この点について改正すべき
時期が来ておるのではなからうか、こう思います
が、どうですか。

○岡安政府委員 実は土地改良法につきまして
は、制度発足以来五回改正をいたしました。特に
四十七年には相当広範な内容にわたつて包括
的な改正をいたしましたわけではございます。いま御質
問の、土地改良区の役員選任その他の取り扱い
についてなお検討を要するのではあるまいかとい
うことでございしますけれども、これは先生御承知
のとおり、土地改良区と申しますのは相当強行規
定等がありまして、公的な権限といひますか、そ
れを持つております。いわゆる公共組合という性格
を持つておりますので、いわゆる準公的団体であ
る農協とは多分に違つた性格を持つておるものと
いふふうに考へておりました。したがつて選挙等
につきましても農協の場合と別の取り扱いがなさ
れておるわけではございます。しかし御承知のと
おりやはり重要な役割を果たしてゐる土地改良区
でございますので、その管理運営等につきま
しては厳正にこれが行われなければならないし、そ
のため基礎である選挙に関する問題並びに都道府
県その他の指導の問題等につきましましては、さら
に私どもは検討を加えたいと思つておりますが、現
在土地改良法の中で問題があるとするならば、土

地改良施設の管理の問題を中心としてなお検討を要するものが残っていると思いますが、それ以外は大體いま現在までの改正でそれぞれ所要の手当では済んでいるものというふうに実は考えている次第でございます。

○柴田(健)委員 たえば同じ行政区内における土地改良区と、行政区が広範にまたがる、要するに広域性のある土地改良区とがある。そうすると、たとえば二町、三町にまたがる土地改良区については、私は自動的に該当関係市町村長が理事長になるべきだ、こういう気がするわけですよ。それから、ただ単一の一町村の中の土地改良区については、五つあるところあれば三つあるところもある、いろいろありますけれども、そういう土地改良区の行政区単位における役員の選任の方法、この点について私は検討を加える必要がある、こういう気がしております。そうしない、どうもうまく運営というものはできない、ばらばらの状態になる。同じ町村ならいいですが、関係町村が二、三にまたがる土地改良区については市町村長が理事長になる、副理事長も市町村長になる、こういうことにすれば運用がうまくいくんではなからうか、こういう気がします。で、やはりそれは十八条の「役員の選任」の項目の検討を加えて改正すべきではなからうか。その他役員の選出方法、総代の員数とか、それは自主的にまかしてありますけれども、もう少し検討する必要がある、こう私は思います。その点、時間が参りましたから簡単に答え願いたいと思います。

○岡安政府委員 いま広域土地改良区について、その役員は市町村長等がなつたらどうかという御提案がございましたけれども、私は多少違うわけでございまして、公的な組合、公権力を持つている団体であると言ひましても、やはり土地改良区というものは土地改良事業を実施した管理するという団体でございまして、土地改良事業につきまじては現在農民の方々の同意を得まして申請事業として事業を実施するというような体系になつて

おります。にもかかわらず、土地改良区の運営が全く行政機関である市町村または市町村長等がこれに当たるということは、いささかやはり現在の土地改良制度そのものと矛盾をしないかという問題があるかと思ひます。もちろん現在の土地改良制度そのものが現状のままでいいのかどうか、検討の余地はあると思ひますけれども、それとの兼ね合いなくしてはおっしゃるような役員についての変更を考へるということとは適當ではないというふうに思ひます。しかし御指摘でもございまして、現在せつかく土地改良制度につきまじては研究会を設けておりますので、そういう御指摘の点も含めまして、さらに検討は深めてまいりたいというふうに考へております。

○柴田(健)委員 時間が参りましたが、とにかく局長、あなたが言うのはどうも實際に即してない。たとえば農地法があり、土地改良法があり、農振法がありということ、大體いま三本の柱でいろいろ進めておる。そういう中で、市町村の任務なり農業委員会の任務なり農協の任務なり土地改良区の任務なりというものの連携がいま十分とれておらないと私は思ふのです。だから、そういう連携をとるというシステムをつくり上げていくというのがいま当面大事な点ではなからうかと思ふので、これは局長も十分勉強していただいで。ただ、全国土地連の会長は小坂善太郎さんでしよう。あの人がどんな権威者なのか、こういうことになる。そのことを思へばやはり末端の方が大事だ。上の方はどうでもいい。小坂さんがやっておろうと安倍晋太郎さんがやっておろうとわれわれは関係ない。けれども末端が一番大事なんで、末端のことをもっと真剣に考へてもらいたい、こういうことを提言して、質問を終わります。

○竹内(猛)委員 土地改良法の一部を改正する法律案に対する質問をいたします。
まず第一に、全国の農耕地の面積のうちで土地改良を必要とする面積は、田畑に分けてどれくらいあるかということをお聞きします。

○岡安政府委員 現在、全国の既耕地の整備につきましては、昭和四十四年に行いました「土地改良総合計画補足調査」の結果等によりまして、四十八年度以降に整備を要する面積は約三百八十万ヘクタールだと考へております。現在の土地改良長期計画におきましては、そのうち約二百八十万ヘクタールを整備したいというふうに考へて

いるわけでございます。
なお、農用地の新規造成につきましては、先ほど申し上げました「土地改良総合計画補足調査」の結果によりまして、開発可能地は全国で約百五十万ヘクタールと考へておりました。そのうち現行の土地改良長期計画におきましては約七十万ヘクタールを造成するというふうになっております。なお、これは土地改良長期計画によつて大体十年間に約七十万ヘクタールの造成を考へておるわけでございまして、昨年閣議決定になりました「農産物の需要と生産の長期見通し」では、十二年間で約八十六万ヘクタールの農用地を造成したいというふうに考へておる次第でござい

ます。
○竹内(猛)委員 農耕地面積の中で相当土地改良を必要とする面積がある。土地改良、土地改良と叫びながら大變おくられているのは何故原因か、おくられている原因についてひとつ列挙してもらいたい。

○岡安政府委員 確かに、先ほど申し上げました現行の土地改良の長期計画と現在までの進捗率を見ましても、金額で二、六％しか消化ができておりませんことを考へますれば、非常におくられていると申し上げざるを得ないわけでござい

ます。
その原因を列挙しろということでございますが、まず何と申しましてもやはり物価の値上がり、それから最近におきます公共事業の抑制等によりまして、財政投融資その他の国の側の投資が必ずしも十分でなかつたということ、これが私どもの反省の第一点でござい

ますが、それ以外に農用地の造成にいたしまして、それぞれ地元の同意を取りつける必要があるものでござい

ますけれども、地区によりましてはそういう手続の進捗がなかなか思うようにはいかないという点もあるわけでござい

踏まえたその線上にあるというふうに考えております。したがって現在整合性は保たれているものというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 四十七年の土地改良法を一部改正するとき国会の附帯決議として「政府は、早急に土地改良長期計画の改定を行ない、土地利用の動向、農業生産の地域指標、農産物の需給動向」云々と前文で明らかにしているが、四十八年の長期計画も改定されたものとして、それはいいわけですか。

○岡安政府委員 御指摘のとおり四十七年に土地改良法が改正されましたときに本委員会の附帯決議がございまして、土地改良、農業基盤整備事業を計画的に推進しろということがあったわけでございますが、現在の土地改良長期計画は、先ほども申し上げましたとおり、この前の旧土地改良長期計画策定後におきます農産物需給の変化とか農業就業人口の減少の進行等を踏まえまして、今後の農業発展の方向に即応して高効率農業の早急な展開を図ると同時に、高福祉農村の建設に資することを目標として策定されたものでございまして、いわば現在の土地改良長期計画は、四十七年におきます土地改良法改正時の附帯決議の趣旨を生かされてでき上がったものというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 先ほど土地改良に必要な土地の面積の数字が出たのですが、この必要な面積というものを、私は土地改良というのは造成する部分すべての土地を改良しなければならぬ。特に先ほど柴田さんからも質問があったように、八十六万町歩の造成をする、七十万町歩を壊廃するといふ中で、造成する部分というのは大体山村僻地であるし、これは相当費用がかかるところだ、こう思っております。そういうものと残った部分の土地というものを全部改良するという意思はあるかどうか。先ほどの話ではそういうようにには受け取れないのですが、もう一度その辺を確かめた

○岡安政府委員 先ほど申し上げましたとおり、現在の土地改良長期計画によりまして、既耕地につきましましては二百八十万ヘクタールを整備する、それから新しい農用地の造成は、この期間内に約七十万ヘクタール造成をするということになるわけでございますが、その結果昭和五十七年には農用地面積の約八割が機械化営農が可能となるように整備されるということになっているわけでございます。ではあと二割をどうするかということでございますが、私どもはやはり日本におきますすべての農用地につきまして高効率な営農ができる状態にいたしたいという願望はございます。したがって、これはその自後の対策になるうかというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 そこで重ねてお尋ねをしますけれども、土地改良の基盤整備の事業の負担が、面積によって個人負担と公的負担が変わるというのは、一体どういうことになるのですか。

○安倍内務大臣 私からお答えいたしますが、御存じのように土地改良事業等につきましては国営、県営、団体営というふうに分けておるわけでございまして、これによって国庫の負担率も異なっております。これによって一般に受益面積が大きい地区につきましては多額の経費を要するダム、頭首工等、基幹施設の建設が必要でござい

ますので、国、県が実施することといたしております。したがって国庫負担率も比較的高率としておるものでございまして、したがって、この差は面積の大小によります。そのような基幹施設の必要としない小規模の末端事業、団体事業等との間には負担率の差を設けることは、現状では合理的なことではないか、私はそういうふうに考えております。

○竹内(猛)委員 農家が納める税金や諸負担というものは、面積の広さ狭さにかかわらず平等に納めてゐる。ところが土地改良になると、それは施設の負担を面積の広いところは個人の負担は小さい、狭いところは負担が多い。そうするといまから問題になるように、これから造成する土地というものはそれほど広範な土地は期待できない。残った土地は山間僻地の大金のかかるところだ。生産力が低いところで金がかかれば農業をやりにくくなるのは決まっております。そういうふうなところをどういうふうな理解したらいいのか、これはどうですか。

○岡安政府委員 先ほど大臣からお答えいたしましたとおり、土地改良事業について面積だけでなく補助率を変えているわけではございませんで、やはり面積というものが事業の内容を体現しているということ、社会的な資本投資が大きいようなものを含むような事業につきましては国庫補助率を上げる、それ以外のものはそれよりも比較的下がるというようにございまして、やはり面積のことは、補正して申し上げますと、やはり圃場整備というふうなことにございまして、社会資本投資の大小に余り関係ないわけではございます。このことは県営、団体営も補助率は一律であるというふうなことも、そういうことがあらわれてい

るものと考えております。御指摘の今後の農業基盤整備の対象となる山間僻地においてはどうかということでございますが、これは山間僻地の財政状況その他の問題として別途過疎対策、山村対策として考えることはありまして、基盤整備の方で補助率を変えるということはいかかというふうな考えなのでござい

ます。その理由は先ほど申し上げたとおりでございます。もし負担能力その他のことがございませうならば、これは別途対策を講じてしかるべきものというふうに実は考えております。

○竹内(猛)委員 これは先ほど局長からも話があったように、まず八〇%は大体五十七年までに完了する。あと二〇%というものは何らかの方法によって処理をするということになれば、一〇〇%土地改良をやるというわけでしょう、そういうことになればやはり土地改良、基盤整備というのは全額国または公費の負担による、こういうこ

とはどうです、思い切つて言えませんか。いままではそれはわかるのですよ。私的財産が価値が変わるわけだから、だからそれは国は持てないという話は答弁でよくわかるけれども、そういうことは了解した上でも当然全部の土地の価値が上がるんだからそれはいいじゃないですか。要するに基幹のものは、基本になるものは国がやる、公的なものはやる、こういうことにならないですか。それは早いか遅いかという問題はありますよ。それはあるけれども、全部やる意思があるならそれはできるじゃないですか。どうですか。

○岡安政府委員 やはり基盤整備事業について地元負担があるというのは、何もそれは農家個々の、Aの農家、Bの農家でアンバランスがあるというところではございせん、やはり私的財産を持つている、その土地について改良工事が行われた結果資産的価値が上がる、それを全額国費でやるというところが、ほかの農業以外の土地所有、農業以外の資産所有との関係からいましてやはり問題があるというところで、これはやはり地元負担とい

うものはいたし方がないというのが立場でございまして、土地なりすべてが国有とか公有であるという場合とは違うんではなからうかというふうに考えております。先ほど申し上げましたように、今後できるだけすべての耕地につきまして合理的な高度の営農ができるように土地改良事業をいたしたいと思っておりますが、だからといって、すべての土地が対象になるから、もう不公平がないからすべて国でやるというのはいささか問題があるというふうに思っております。

○竹内(猛)委員 これは意見として私は申し上げて、答弁は要らないけれども、税金はとにかく平等な場であると同じに価格は変わりはない。土地改良というふうな基盤整備を全部をやるんなら、ただ早い遅い、十年早い十年遅いというだけの話なんです。それなら何も別に公費でそのところを負担をして、お互いに話し合

してやっつけばいいことじゃないですか。そういうふうな考えで別に差し支えない。そのことは意見として申し上げて、これ以上答弁は求めません。

そこで、その次の問題は、今度の法律改正で、いままで灌漑排水、干拓に限られていた借入金、農用地の開発と区画整理事業等にも使えるようになった。このことは非常に前進だと思うのです。ただし、そういう金を使えるようになったら、今度は財政からの資金がカットされる、こういう心配はないか。どうですか。

○岡安政府委員 一般会計事業が特別会計事業になった場合の変化は、先ほど御指摘のとおり、投資資金が新たに導入されることになるわけでございますが、私どもはやはり従来から投資を必要とされる国費につきましては引き続きこれを確保いたしまして、それに上乗せをいたしまして、財政資金を導入するということを考えているわけでございます。現在、今回の改正もその財政資金の導入の限度も地元負担部分までということにいたしておりますので、私どもは特別会計振りがえによりまして従来よりも国費部分がカットされて、減少されて、その部分が財政振りがえというような措置は考えておりません。

現に、現在御審議をいただいております五十一年度予算におきまして振りがえられます七地区については事業量におきましても大体倍近い事業量を確保いたしておりますので、したがって、それに伴い必要とする国費もほかの一般会計地区に比べて増額確保をいたしているつもりでございます。したがって、私どもは特別会計に振りがえられたことによりまして国費がカットされるとか縮小されるというようなことはあり得ないというふうに思っております。

○竹内(猛)委員 それではその借りた金、つまり財政の償還条件と公共事業の制度金融の返済条件には特に変化はないかどうか。金を返す条件、金利等に差はないか。

○岡安政府委員 一般会計の場合の地元負担はこ

れは二つに分かれて、一部は都道府県が負担をする、残りは地元負担ということになります。一般会計の都道府県負担につきましては、原則として事業を実施する当該年度にこれを納付するということとなりますが、都道府県の財政事情によりましては特別としましてこれを延納する、分割払いができるということにいたしております。それから農民負担部分につきましては事業完了後これを年賦で支払うということになります。その場合の金利は五％ということに計算をされております。

特別会計の場合には、都道府県負担並びに農民負担を合わせた地元負担部分は、事業完了後これは年賦償還ということになります。この場合の金利でございますけれども、これは財政資金から借り入れましたその金利を上乗せをする。それぞれ最近資金運用部からの借り入れ資金につきまして金利が変動いたしておりますが、それらの変動をそのまま反映をさせまして、それぞれ年賦償還でもって返していただくことになるわけでございます。

○竹内(猛)委員 この金利ですけれども、土地改良をする、それで終わった後二、三年はやはり生産が落ちて、その後から高まっていくわけけれども、その間に若干の据え置きがあるけれども、金利の基準をどこに決めるのか、何を以て金利の基準にするのか、土地改良だけではない、農業金融一般の金利が日本の場合には高いのではないかと、こういうことが一般に言われている。あるいはそうじゃないという意見もあるかもしれないが、私たちは金利は高いと思っている。その点についての金利を決め出す基準は何か。

○岡安政府委員 農業金利一般についての御質問でございますので私からお答え申し上げますが、先生御承知のように、農業関係の投資というものは、収益がほかのものに比べて非常に不確実で危険が大きいということになっておりますし、また資金の規模が小さくて貸し付けコストとしては割が高くなるという性格を持っておりますので

ございます。したがって必然的に、一般的に申しますと一般の市場金利水準よりも高目の金利水準が農業投資については要求されるというのが原則的な状況なわけでございます。したがって、制度資金というものはそのような状況を補完いたしますために、農業生産の低収益性をございまして、不安定性をございまして、あるいは経営規模の零細性といったようなことを考慮いたしまして、必要な資金が円滑に供給されるように金利を含みます貸し付け条件を設定をしております。というのが一般的な考え方になるわけでござい

ます。そういうふうな考え方に基づきまして、たとえば農林漁業金融公庫の金利でございますと、現在では土地取得資金あるいは農業構造改善の非補助資金等についての三・五％というように低い金利から、いろいろ段階が資金の種類によつてございまして、共同利用施設資金などは八％程度の金利になっていくわけでございます。その間に四・五、五、六、五あるいは七・五といったような金利が設けられておるわけでございます。そういう中で、個別の資金種類ごとにさらに政策上の緊要度とか償還期限等を加味して金利水準を設定をされておる、こういうことでございます。

それから近代化資金については、御承知のように農協の一年の定期預金の金利が六・八五％だというふうなことも勘案をいたしまして、農家が借り受ける場合には、原則として六・五％というふうなことで決まっておりますわけでございまして、結局資金の種類ごとに資金の性格をございまして、政策上の緊要度とかあるいは他の制度資金との金利上のバランスをございまして、さらには償還期限といったようなことも総合的に勘案をして設定をされておるといふのが現状でございます。私どももいたしましては現段階の金利水準というものはおおむね妥当な水準にあるというふうに考えておりますが、いろいろこのような金利を含みます貸し付け条件というものは、農業を取り巻く諸情勢の変化に応じてまして、絶えず検討を加えて

いくべきものであるというふうに考えておられて、今後ともこの改善には努力をしてまいりたいというふうに思っています。

○竹内(猛)委員 いまお答えがありましたけれども、私はやはり農業のように、工業や商業や金融業と違って土地を対象に自然を相手にして、天候や病虫害の被害というものの危険を伴いながら経営をしていく。それで投下資本の回転率も悪いわけですから、そういう場合には特別の考慮を払うべきであるというのが大前提です。その使い道にもよるけれども、たとえば基盤整備のような生産の基礎をつくるもの、たとえば一時金あるいはその種子を育うとか何とかというふうなものは別にしても、やはり長期で低利であるということが大原則でなければならぬ。そのためには原資がそれに耐えられるかどうか。もし原資が高いものであるならば、それに対して国が利子補給をするなり何なりして、農業経営等のいわゆる農産物価格とのバランスのとれた金利でなければ、これは農業金利とは言えないと思うのです。だから、そういう意味では農林省の中でも何か研究機関がつくられていくようだけれども、早急にこの研究機関が結論を出して、何でもかんでも研究だというふうなところはないか、やはりこういう機会に金利のあるべき姿というものを示してもらいたい、こう思うのです。簡単にいいから、これは大臣ひとつ答弁してください。

○安倍国務大臣 農業金融のあり方につきましては、これは農業の本質にも根差す問題であります。農業発展の基本的な課題でございまして、これまでもいろいろな角度で検討もされております。今日、今日の農業金融のあり方そのものが、農業の特殊性から見て、私はそう問合せておるとは考えておらないわけでございまして、農業を取り巻くところのいろいろの情勢の変化等に対応して、農業金融につきましても今後さらに検討を進め、そうして改善をすべき点は改善をしていかなければならない、こういうふうな考えをしております。

○竹内(猛)委員 この金利の問題についてもまだ

問題にすべき点があると思いますが、次に進みます。

いつもよく要求される問題ですが、基盤整備等々についてはいろいろ補助を出しているけれども、この施設に対する管理費の補助と土地改良区の運営費との関係についてはしばしば要求をされているけれども、これはまだ実際に手がついておらないけれども、これはどう考えられるか。

○安倍国務大臣 維持管理費や土地改良区のあり方の問題につきましては、土地改良制度の根本に触れる内容を持つ問題でございまして、基本的には土地改良制度のあり方の問題の一環として、現在学識経験者から成るところの研究会を設けておりまして、その成果をまとめて所要の対応を行っていきたくと思っておりますが、土地改良区に対して一般的に施設管理費あるいは運営費を助成することにつきましては、本来管理費を見込んで農民の負担上問題がないという計画のもとに事業が申請をされ、そうして実施されておるといふこと、あるいはまた、土地改良区は農協と同様農民の自主的な組織としての性格を有すること等から見て、私は、施設管理費あるいは運営費を助成するということにつきましては困難であるといふふうに考えておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 米は生産費及び所得補償方式で一応計算されているけれども、四十九年度の米の生産費には、全国では十アール当たり二千四百六十三円の土地改良の費用が入っているし、それから北海道は三千五百十四円、中国は二千三百三十六円と非常に安い。また一俵当たり計算をすると、全国では二百九十八円、北海道は三百九十円、中国は百五十一円という形で大変各地域によって違っております。

また、今度は茨城県の例をとってみると、猿島郡の境町に長井戸沼という土地改良区がある。この反当の維持管理費は五千円である。同じ地域におけるもう一つの釈水という土地改良区の維持管理費は三千円だ。これはいずれも全国平均よりは高いわけです。そういうものは米価には当然入

ってこないし、あるいは税金の対象にもなり得ないということであるならば、こういう問題はこういうふうな考えで処理したらいいのか、こういう点はどうですか。

○岡安政府委員 御指摘のとおり、土地改良事業の負担金とか土地改良施設の維持管理費というのは、農産物の生産費を構成する重要な要素でございまして。生産費調査におきましても、水利費というような項目を設けてまして、これを調査いたしているわけでございまして、御指摘のとおり、米のように生産費をもとにして価格が決定される農産物の場合には、平均的な水利費というものがその決定される価格の中に織り込まれているわけでございまして。ただ、米は御承知のとおり全国一本で決められておりますので、それに反映はできるべき水利費というものの平均的にしか反映はでき得ないわけでございまして。確かに水利費というものは、その地区、地区によりまして千差万別でございまして、そういう千差万別の水利費というものを一本の農産物価格のようなものに反映することは不可能であるといふふうに思っているわけでございまして。

土地改良の実施に当たりましては、地域の実情に即しまして、作物とか営農方式等を十分検討の上事業内容を決めているわけでございますが、さらにその後におきます施設の維持管理その他の費用も当然考えまして、これが収支相償うような、そういう検討を加えた上で事業を採択し、実施をいたしているわけでございます。

○竹内(猛)委員 まだいろいろ問題がありますけれども、時間の関係からこれを省略をして、次に、後で取り扱う法案との関係もありますから、養蚕の問題について質問します。

いま国内において必要な繭といふか生糸の量、国内の生産と輸入との関係はどうなっているか、この点について伺いたい。

○安倍国務大臣 生糸につきましては一元化輸入を行っておりますが、この実施につきましては各国別の量統制に十分配慮をして決

ておるわけでございます。具体的には、過去におけるところの各国別の輸入の実績を基礎といたしまして算定したシェアによりまして各国別に適正量を輸入しておるところでございまして。大体そういうことで、いま二国間交渉でそういう基本的な方向でわれわれは交渉を続けております。

○竹内(猛)委員 一元輸入の方式というのは、自由貿易を抑えて、そしてこれは国家貿易になつてしまふじゃないかという意見がある。だから、したがって二国間協定でやれという声があるけれども、一元化の場合においてその問題と矛盾をしないかどうか。運用でどうにかなるのか。この点はどうか。

○安倍国務大臣 この一元輸入というのは、決して輸入を制限するものではなくて、わが国が必要とする生糸量を各国の平等性に十分配慮しつつ適正に輸入しようということとでございまして。したがって、この一元化輸入の継続は何ら二国間協定、二国間の交渉の推進とは矛盾するものではないわけで、二国間協定が成立すれば、その内容に従って運用されるものでございまして。むしろ二国間協定の履行を担保するものであるといふふうに考えておりますので、決して矛盾はしていません。

○竹内(猛)委員 わが国の場合には大体四十万俵ぐらいの生糸が必要だ。その中で三十万は国内で生産が大体可能だということを前に資料で聞いたことがある。そして十萬俵ぐらいを輸入しなくちゃならない。そういう場合に、中国は世界の大きな養蚕国であります。あるいはまたいわゆる韓国もそのうちに入っているでしょう。パキスタンであるとか、最近ではブラジルでも手を出しているようだし、あるいはトルコあたりでもやっておるようですが、そういう場合に、やはりいままでの数値で最も輸入されているのはいわゆる中国といわゆる韓国になつていふと思う。中国の場合には私たちが何遍か訪問をして、現実も見えてきたし話もしてきまして、中国は日本の農業あるいは中小企業を圧迫するような形で農産物の押しつけを絶

対しないということを明らかにしている。価格の面でもそうです。そういうふうに非常に計画生産の国ですから、むやみに生産をして、余ったから押しつけるという国ではない。ところが韓国なんかの場合には、大変物を押しつけたり、いろいろな形で操作されたりにしてきている例が現にある。こういう点のことはどういふことになりま

○安倍国務大臣 先ほどから申し上げましたように、生糸の輸入につきましては一元化輸入という基本的な方向で、わが国の需要に対応してこれを入れなければならぬわけでございまして、その場合に、外国から入れる場合に、外国で生糸を輸出したいという国は中国、韓国を初めたくさんあるわけでございまして。また、それぞれの国がわが国に対しては長年にわたって実績を持っておるわけでございまして。わが国としてはそうした実績も十分尊重をし、なおかつ各国との平等性というものを維持しながら、二国間交渉を通じて適正な量を輸入するといふことで交渉を要結したい、こういう基本的な考え方であつてわれわれは現在交渉を進めておるわけでございまして。

○竹内(猛)委員 一方の国が非常に信義を重んじているのに、一方でそれをどんどん破壊していろいろな形でやられた場合に、その処置をどういふふうに、どんな方法でとられるか、そのことだけは明確にしてもらいたいと思う。

○安倍国務大臣 私は、一元化輸入を進めるとともに、輸入の秩序化ということを強く訴えておるわけでございまして、そういう考え方のもとにいま二国間の交渉をそれぞれ続けておりまして、基本的にはこの二国間の交渉が円満に妥結するといふことをわれわれも考えながら、もちろん輸入の秩序化を図るという大前提のもとにしんほう強くいま交渉を続けておりまして、これが円満な形で解決するといひますか、妥結することをわれわれも非常に期待をして努力を続けておるわけであります。

○竹内(猛)委員 いま蚕の掃き立てを前にして日本の養蚕農家が非常に心配をしている状況でありますから、われわれもこれに対しては格段の努力をしなくちゃならない、こう思っています。

そこで、一つは外国からの輸入の問題に対する不平等性をなくして、そうして平等にこれを取り扱っていくということに対する保証。もう一つは、国内における従来の伝統的な産業としての養蚕業というものを守るために、農家の生産した繭に対する生産費所得補償の方式による価格の決定。この価格問題については、もちろん畜産物の価格あるいは米その他の農産物の価格等と同じように私どもは農家の生産費と所得を補償する価格でやっていかなければいけない、こういうことを要求しているわけですが、この点についての決意を求めたい。

○安倍(国務)大臣 基準価格につきましては、生産条件、需給事情、その他諸般の事情を総合的に考慮して決定をしておるわけでございまして、いまお話のありましたような生産費所得補償方式でこれを決めるという御要求につきましては、現在はそのような考えをとりていないわけでございまして、そうしたことで今日、本年の基準糸価につきましては本日蚕糸業振興審議会に諮問を行ったところでございまして、答申を得次第、繭糸価格安定法の規定に基づきまして適正な決定を行いたいと思っております。

なお、わが国蚕糸業の安定に万全を期するためには、やはり生糸、絹製品全体を通ずる輸入の秩序化というものが絶対に必要でございまして、この点につきましては皆様の御指導、御協力のもとに早急にその具体化措置を確立をし、繭糸価格安定及び蚕糸業の安定を図りたいと考えておるわけでございまして、その点は何分よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○竹内(猛)委員 この問題は緊急性の問題ですから、重要な問題だけを意見としても申し上げ、要求し、最後に私は畜産物の問題に触れます。いま畜産物の価格を決定する審議会がそれぞれ

の分野で開かれております。そういう中で、農家の要求する加工原料乳にしてもあるいは豚価にしても、牛肉の価格にしても、三〇%、二〇%以上を要求しているのに一〇%以下の答申しか出ておらないという。それを最終的には自民党と政府が決定する、こういうふうになつていなければならない。これはまさに農家の生産意欲をそぐものである。こういうふうには私は思っています。この問題については農林大臣の決意を求めたいが、なおもう一つ私は要求したいことは、過ぐる三月の五日の日に養鶏の問題で大場畜産局長に全国の畜産団地の代表の責任者と一緒要求したことがあります。それは養鶏の問題なんです。これはプロライナーなりあるいは卵の生産者に対しては生産調整をいま、特に卵の場合にやっているとあります。ところがその生産調整を一方でやりながら、その一方で大企業がどんどん上の方から垂直的におりてきて、各地で勝手に自分の金で鶏を物すごい勢いで買上げています。こういう問題については畜産局長に要求した。きょうまた地元新聞を見たら「大手が鶏卵を、モグリ生産、中堅農家に打撃」といううぐあいに大きく新聞に出ています。これは大変なものです。こういうものについて本場に農林省が養鶏をやっている農家に対して愛情を持って調査をし、これに対する適切な指導をする。できなければ法律的にこれを取り締まるような方法をしない限り、どんなに生産調整をやったってこれはだめだ、こういうふうなふうに思ふのです。この現在進んでいる畜産物の価格決定に対する農林大臣の決意と、それから養鶏に対するインテグレーション、この問題の取り締まりに対してはどういうふうなように農林省としては考えられているのか、この点を最後にお聞きします。

○安倍(国務)大臣 現在御存じのように加工原料乳の保証価格につきましては畜産審議会に諮問をいたしております。きょうじゅうにはその御答申が受けられるというふうなふうに考えております。農林省としてはこの御答申をまつて、二十六日にすでに答申をし諮問を受けました牛肉、豚肉の安定価格とともに適正な価格で決定をしたい、こういうふうな考えておるわけでございまして、この大前提というものは、あくまでも農民のいわゆる再生産を確保するということが大前提でございまして、私としては農民の再生産を確保することを大前提としていたしまして現在の需給事情その他経済事情等も十分参酌をして適切に決定をしたい、こういうふうな考えておるわけでございまして、

なお、インテグレーションの問題につきましてはこの前も竹内委員からお申し出があったわけでございまして、農林省としてもこれに対しては重要な関心を持っておりまして、養鶏農家の振興というもののに対してはわれわれも非常な熱意を持っておるわけでございまして、ただいまの具体的な問題につきましては、事務局からお答えを申し上げたいと思っております。

○開根(説明)員 養鶏のインテグレーションについては、御質問がございましたけれども、養鶏につきましても卵に対しては必要の動向にかんがみまして生産調整の突を上げたいというふうなふうに思つてせっかく指導しているところでございまして、

その中身といたしましては、市町村の段階の市町村協議会、それから県の段階の県協議調整協議会、それから地方農政局のブロック協議会というふうなものを通じて指導をいたしておるところでございまして、具体的にインテグレーションにつきましては過去にも問題があったことがございまして、農林省の方で具体的に指導した場合もございまして、先生のちょっとしたようなケースにつきましても、具体的に私ども情報で必要なことがわかりましたら、そこにつきましても同じように指導してまいりたいと思っております。

○竹内(猛)委員 終わります。

○津川(委員) 次は、津川武一君。

○津川(委員) 土地改良法の一部改正、これに賛成し、次に出てくるだろうと思われる附帯決議にも賛成であります。いままで非常におくれたこと

に対して政府の責任を明らかにしつつ、農民の立場に立つて土地基盤整備を進める立場から若干の質問をいたします。

一つは工期の問題でございまして、昭和三十三年の四月四日のこの委員会でも井出農林大臣はこう言っております。特別会計を設けるに当たつて、財政当局とも十分に話し合いをして、七カ年で目標を必ず達成する目的のもとに臨んでいく、これが農林大臣の答弁です。同時に、そのとき関係局長はこう言っております。特別会計においては、新規事業も継続事業も、原則として七年で完成することとをたてまゑとしていく、非常な物価の変動とか、天災などが起きた場合とか、客観的にやむを得ない事情以外はそれで完遂することをお前提としている、こういうことを言つておるのを前に提します。そのときの参議院の農林水産常任委員会の附帯決議の中に「特定土地改良工事について、その完了を極力促進し、七ヶ年以内において必ずこれを竣功させること」ということがあるののでございまして、

ところが、実際はどうでございまして、五十年程度の場合工期は平均十五年となつております。これはどうしてこうなつたのか、こういうことに對して反省がどうなのか、こういうことを今後どのように克服していくのか、これを答えていただきたいと思います。

○岡(安)政府委員 確かに特別会計制度発足のときには七カ年間でこれを完成をいたしたいというふうな思つたわけでございまして、御指摘のとおり既に工にございまして振りかえ七カ年を経過しましてもなお完成をしない地区が多いことは、御指摘のとおりでございまして、この理由は、最近におきます労務とか資材費の高騰とか総需要費の抑制という事情がございまして、しかし、その以外にも地区別に、具体的には用地交渉の難航とか追加工事等が起きたとかいうような地区ごとの特殊事情もございまして、残念ながら七カ年間で完成をいたさなかつたわけでございまして、私どもはそういう点につきましては特に反省をいたしまして、今

少問題であつてもいいというふうに言つておられるけれども、現に耳納山で百十億のものが二百五十竿に工事費が上がつておる、メリットどころではなくなつちやつてゐる。だから、どうしても農民負担を少なくするとすれば工事を早めること、これは大臣も言っているからいいが、そこで農民負

村基盤総合整備事業というものを興し、数個の農業集落を対象にこういう事業を行えるようにいたしたのでございまして、私どもも今後とも平地地帯より以上に山間、中山間地帯等におきましてさらに土地改良事業が促進されるように諸般の手段は講じてまいりたい、かように考えております。

○津川委員 どうもさつきから農林大臣も局長も、指摘されると御指摘のとおり、こういうことが毎回頭繰り返されておりましたが、そう指摘されてもこうだというふうなかつこうの何らかの前進的なものが欲しかったのですが、これはない物ねだりしては仕方ありませんのでさらに進めます。

そこで、山間地帯でなく、今度の改正で具体的に問題になっておる宮崎県、美々津地区について、もう少しこの点、具体的に質問してみます。

皆さんの計画は千六百ヘクタール、これに対して地元で私たち調査してみたら、千ヘクタールどころかと言っておりますが、予定どおり千六百ヘクタールやれそうではございませうか。

○岡安政府委員 国営の農地開発事業の美々津地区でございまして、これは千六百ヘクタールの農地開発を目標にいたしまして、昭和四十五年度に全体実施設計、昭和四十六年度に着工をいたしました地区でございまして。現在のところ、若干の減少はあるかと思ひますが、おおむねこの千六百ヘクタールの農地開発は実施されるものというふうに考えております。

○津川委員 大丈夫ですか。日向市では、三百二十一戸参加予定が半分ぐらいいなるだらうかというのが市役所の声です。農民の実態は三分の一入れるかどうかという、こういうのが実態なんです。それから桑で言うと、当初七百七十ヘクタール予定しておいた。それが現在百七ヘクタールしか植えられていない。これもふえる見通しがちょっとめんどろなんですね。それから今度はわせた温州ミカン、全体計画七百五十六ヘクタール、造成

成したのが二百五十四ヘクタール、これは三四%。この後、いまのミカンの価格ではやれないだらう、こういうことなんです。そこで、局長はやるというからこれ以上念を押してもいいけれども、やれないという条件の中には幾つか問題があるわけなんです。まず条件が悪い。急傾斜地である。農家から離れ過ぎておる。桑の畑を造成して見たが、工事がずさんで耕運機、トラクターが入らない。石が出てきて爪がばんばん折れる。ミカンの値段が合わない。こんなふうなことが具体的に出来てきているのです。非常に粗末な工事になって、農民の求めているものになっていない。したがって、これは厳重監督して農民が求めている土地改良、土壌基盤整備をやるべきだと思ひますが、私のこの指摘を見て指導する、こういうことが必要だと思ひますが、いかがでございませうか。

○岡安政府委員 御指摘ではございませうけれども、この美々津地区はまだ工事施工中の地区でございまして、千六百ヘクタールの造成を目標にしておりますが、現在までに造成されましたものは四百ヘクタールでございまして。したがって、御指摘のとおり現在まで造成の実績はミカン園が二百五十五ヘクタール、桑は百七ヘクタールでございまして、これは造成途中の数字でございまして、私もこれは全部完成すれば大体計画どおりの面積が植栽されるというふうに考えております。

それから、いまお話しした農家が脱落しているのではないかとこのことでございませうけれども、私どもの調査によりますと、確かに事業参加資格者といひますか、その交代は行われておりますけれども、これは当初予定された農家の後継者等の労働力の確保が困難となったというふうなことで、これ以上新規造成事業に参加することは困難になったという農家が出てきたことはございまして、反面、経営規模を拡大したいという農家が出てまいりまして、その間におきまして事業参加資格者が交代をしたという事実はございまして。したがって、多少の異動はありますけれども、この

事業の実施には支障はないというふうに私どもは考えております。それから、非常に事業の実施が粗雑である、石ころが多いという御指摘でございまして。確かに私も当初計画いたしましたときには、桑畑等の造成につきましましては、機械で苗を植えるのではなくて、手作業で植えるというふうな設計になっておりましたので、一定の大きさ以上の石はそのまま残すけれども、一定の規模以下は石はそのまま残すというふうな作業をしてきたわけでございまして。ところが、地元におきましては桑の移植に当たりましては機械力を導入をいたしたいということになりましたので、機械で移植をするためには、現在の石れきがそのままであったのでは支障があるということになりましたので、これはやはり地元ともよく相談をいたしましたので、石れき除去につきましては、営業に支障のない限りさらにこれを除去するということとして現在作業を進めております。

○津川委員 私は千六百ヘクタール予定して千六百ヘクタールが完成することを局長とともに願うが、かけをやるわけじゃありませんけれども、不幸にしていかなかった場合があるもので、十分にこれは気を付けていただいて——現地の声を聞くと、正直に指摘していくともっと落ちそうなんです。したがって、これはせつかく国費を使うのであるから、当初の目的どおりさせていかなければならぬ。この点で、ここに植える農産物の価格が決定的な問題になってまいります。

そこで、この間ふとした機会から秋田県の能代、山本地域の国営パイロット事業の役場、農協の人たち、農民から意見を聞く機会がありました。これは開田を前提としてやった、米の生産調整でこれが中止になった、畑作になる、そこでとまってしまっています。農民は何をやったら飯を食えるのか、このところなんです。したがって、この事業をやるとすれば、畑作で稲作並みの収入が入るような農産物の試験研究、開発、その植えつけを農民と相談する、このことが一つ。

二つ目には、畑作になるので、あの地域における輪作体系をつくらなければならぬ、たばかだめです。いま皆さんが望んでいるのは、たばかかなり要求されておる。こういう点で美々津の場合もそうであるが、こういう大きな国営のパイロット事業においての開田、米作については民主的に調整する必要があるかと思ひますが、畑作の場合、価格の面で成り立つ、農民が喜んでやれるような体系をつくらなければ、美々津の場合も能代、山本の国営パイロットの場合も事が成功しないと思ひますので、この点の農林省の見解を承って、私は質問を終わります。

○岡安政府委員 確かに新規造成されました農用地について何をつくるかというところは非常に大きな問題でございまして。特にこの美々津につきましても、大体私どもはミカンと桑、飼料というように考えておりましたが、ミカンは温州ミカンでは問題があるわけで、ここにおきましては青切りミカン、それから雑柑というものを対象に考えているわけでございまして。それらにつきましましては、ただ単に決めたというだけでは今後の営業にも問題があるというところで、この地区におきましては美々津地域国営農地開発事業推進協議会というものを設けまして、その中に果樹及び養蚕部会、それから畜産部会というものを設けて、県それから普及所、市町村、農協、その他の関係者が集まりまして、今後の営業について十分打ち合わせをし、そのないようになっているわけでございまして、私どもも、こういうような体制がいろいろな農用地開発地区におきましても整備されて、事業の実施完了から営業の開始に至るまでそのないよう十分指導をしてまいりたい、かように考えております。

○津川委員 これで終わりますが、私は、この七つの地域で一番めんどろなのは美々津と見ています。したがって美々津が成功するならばほかも成功する。そこで、私たちの党が調べた、いま指摘した若干のもの、農林省も同じ見解でないとこれから相談していくことがめんどろなので、私

が指摘したような事態を一度調べて、調べた結果を私と一緒に合わせて、そして一緒に事を進めていきたいと思ひます。これはいいですね。

○岡安政府委員 できるだけ調査をいたしたいと思ひております。

○津川委員 終わります。

○湊委員長 次に、瀬野榮次郎君。

○瀬野委員 土地改良法の一部を改正する法律案について、農林大臣に質問いたします。

本日は、昭和五十一年度予算が国政上かつてない状況で、国会が正常化されていないため、国民生活安定のため四十日間の暫定予算を組むということで、きわめて限られた時間の範囲内で土地改良法の一部改正案の審議をすることになったのであります。本法案は重要な点がたくさんございまして、時間の制約もあるわけでございますので、若干の点について質問を行い、細部についてはいづれ国会正常化の上で質疑をさらに行うということとを留保して、ただいまからはしよって質問をいたしたいと思ひます。

本案は、国営土地改良事業のうち、特別会計事業の範囲を拡大し、もって、これら事業の工事促進をはかることとあります。これは、実際に、土地改良事業の進展は大変遅延をいたしております。そこで受益者、農民等からも大変農政不信の声が上がっております。御承知のとおりです。

まず最初に農林大臣にお伺いしたいのは、特別会計事業は早期完成のかわりに受益者負担の増大ということがあることとあります。この点が一貫して問題になるわけでございますが、本法提案に当たってまず最大の問題だと私は考えておりますので、この点大臣は今後土地改良を進める上において農民に対してどういうふうにお答えになるのか、その見解からまず冒頭お答えをいただきます。

○安倍国務大臣 今回御提案申し上げております土地改良法の改正によりましてこれまでの特別会計事業の対象範囲の拡大をいたしまして、農用地

造成等を特会事業の枠に入れるわけでございまして。これは、これまで政府が計画をし、推進しております基盤整備事業が非常におくれておるわけでございまして、地元の皆さん方からもこの工事の促進、計画の遂行につきましては非常に強い要請がなされておるわけでございます。そうした国の要請、地元の要請等も背景にいたしまして、これらの事業を早急に完成するために特会事業の対象の拡大を図ったわけでございます。われわれは、この特会事業の対象の拡大によりまして、対象となりました事業についてはわれわれの期待するこの事業の促進はなされて、計画の完遂ができるものと、こういうふうにお考えおるわけでございまして。

○瀬野委員 現行の特別会計事業は昭和三十一年に改正されたわけでありまして、対象事業の早期完成の目的をもつて創設されてきました。国営土地改良事業のうち、灌漑排水事業等、これとあわせ行方防災ダム事業、干拓事業及びこれら事業により生じた施設の災害復旧事業が法定されて実施されてきたわけでありまして、今回の改正案は、これらの事業のほか新たに農用地造成事業、総合農地開発事業及び総合灌漑排水事業にもその道が開かれていくということになるわけであります。このため、国営土地改良事業にあってはほとんどの事業種目に係るものが、一定の要件に該当すれば特会事業に取り込める道が開かれる、こういうふうになるわけであります。

〔委員長退席、山崎（平）委員長代理着席〕
そこで、本法案が農民にメリットがあるならば、私は相当この改正案に対して農民も賛成してくるということになるであろうと思ひます。そこで、将来これがどういう方向へ進むかということをお伺いしたいわけですが、御承知のように国営地区は農用地開発事業及び草地開発事業等二百四十本近くある中で、特別会計事業は四十本ということとあります。実際に特別会計を重点に今後大臣は進めていこうと思ひられるのか、または従来のいわゆる一般事業を重点にやっていくというふう

に考えられるのか、その辺の考え方、すなわち農林省の基本的な姿勢はどういうふうにお考えであるか、その点お伺いしたいのであります。

○安倍国務大臣 これは、一般的には非常に規模の大きい事業につきましてはやはり特会事業の中に入れて工事の促進を図っていききたいというふうにお考えおられます。規模の比較的小さい事業につきましては一般事業でもって事業の推進を図る。両方相まってわれわれの長期目標というものを一日も早く達成をしたい、こういうふうにお考えおられます。

○瀬野委員 時間の制限があるので、両方相まるといふこともいろいろ詰めた方がいいわけですが、その辺が問題になってくるわけです。そこで引き続き質問してまいりますが、農用地開発事業及び草地開発事業がいま申しましたように二百四十本近くあるわけですが、これらうち特別会計事業に適用するものはどのくらいあるか、どういふように見ておられるか、その比率直にお答えください。

○岡安政府委員 いま何本が特別会計に適用であるかということをお答えすることはむずかしいのでございまして、具体的な条件を申し上げると、先ほど大臣からお答えいたしましたように……〔瀬野委員「何本あるかだけいいから。わからぬならわからぬでいい。大分期間もあつたんだから研究していただろうけれども。」と呼ぶ〕これは地元の要望等もございまして、ほかの事業との関連ということもございまして、直ちに何本が適用であるかということも申し上げられませんが、一応今後十年間におきます特別会計予算地区数、私もただの考えでございまして、農用地開発並びに国営の総合農地開発につきましては大体十八地区が対象にされるものというふうにお考えおられます。

○瀬野委員 そういふことはこの法案を出すときに、ばつと研究もしたし、期間もあつたんだから、ばつと言へるようになっていなければならぬはずだ。こういうのは想定問答集の範囲内だから、ばつと答えられるようにしておかなければならぬです。

熊本県の場合は何本ぐらい該当しますか。地元の要請もあることはよくわかるが、おおむね特会に該当するのはどのくらいか、検討しておりますか。

○岡安政府委員 熊本県では私も考えておりますのは総合灌漑排水事業のうち川辺川地区、これは相当事業量も大きい地区でございまして、特別会計の対象になし得るというふうにお考えおられます。

○瀬野委員 大臣、よく聞いておいてください、後でまたいろいろお尋ねしますから。

そこで端折ってお尋ねすることになります。特別会計事業と一般会計事業と両方相まるといふようにおっしゃるけれども、政府の方はかなり特別会計を重点に見ていくという思想が流れているわけですが、いづれにしても二百四十本からほとんど取り入れるということになると、これは予算が大変かかるわけですね。これは先ほどいろいろ議論されたところであります。そこで緊急なものは、地元から了解も必要でありまして、また地元負担が多くなるということになる。経済効果も上がる、したがって負担金も多くなるというふうなことになるわけですが、その辺の問題が今後地元との関係で問題が提起されるところであろうと思ひます。

そこでこれは一々詳しくお聞きする時間はございませんが、たとえば百億の事業中、一般会計でやれば農民負担が幾らかかるか、特別会計でやれば幾らかかるか。すなわち農民はデメリットがはつきり出てこないかと乗ってこないわけですか。その辺、たとえば百億の事業の場合一般会計とそれから特別会計でやればどのくらい農民はメリットがあるか、その点端的に答えてください。

○岡安政府委員 では簡単に答えたいと思いますが、これは灌漑排水事業と農地開発事業と異なるわけ

でございますが、百億の事業を一般会計でやる場合におきましては、灌排事業につきましては、このうち四〇〇の四十億が一般の地元負担、これは都道府県負担と農民負担に分かれますけれども、それぞれ負担になります。特別会計事業におきましては、私は百億の事業というのは多少おかしいので、事業費になる場合には国費百億に上乗せをされても借金金でもって七十二億、合計百七十二億の事業ができるかと考えます。と申しますのは、国費で五八%負担をし、四二%を一般の地元が負担をするということになります。したがって同じ国費を使った場合、一般会計では百億の仕事ができ、特別会計では百七十二億の仕事ができます。その場合に地元負担は一般会計の場合には四十億の負担となり特別会計におきましては七十二億の負担になるけれども、事業の進捗率は百億対百七十二億であるというようになります。これは灌排排水の場合で、同じように農地開発につきましては、国費と地元負担の割合が七四対二六となりますけれども、同様な関係にあると思えます。

○瀬野委員 さらに百億の土地改良をやった場合に、いまもその負担の例を申されましたが、一般会計事業ですと十五年かかるが特別会計だと十年で終了するといふようなことが言えるかどうか。土地改良の理事長なんかは農民を説得するため大変苦労するわけですが、その点この公開の席で端的に一つの例をとって、これは経済の変動やいろいろなことを言えば切りがないが、百億の土地改良の場合に、この改正が通れば実際今度は一般会計事業は十五年、特別会計は十年、こういうふうになるのか、その辺の見通しはどうなんでしょうか。

○岡安政府委員 いまの国営の一般会計事業は工期が大体三十年ぐらいかかっております。今後ともこれは大いに短縮をいたしたいと思っておりますが、特別会計につきましては現在大体十五年ぐらにかかっておりますのを、今後私どもの予定でございませうけれども、今回特別会計に振りかえら

れる地区のうち総合灌排排水事業の四地区につきましては、特別の事情がない限りというふうな条件はつきまされけれども、五十一年度以降おむね十カ年間で完成をいたしたいと思っております。し、今回特別会計に振りかえられます農地開発事業三地区につきましても、特別の事情がない限り振りかえ後八年以内で完了をいたしたいというふうに思っております。そういたしますと一般会計で事業を実施するよりも工期は飛躍的に短縮をされるというふうな考え、そのように努力をいたしたいと思っております。

○瀬野委員 工期の問題が出ましたが、これは表を挙げて説明すると時間がかかりますが、これは特別会計はもと七年度でやることになっていて、公約してありますけれども、それが現在もう倍以上もずっとおくれにきています。口を開けば政府は物価とか総需要抑制の問題とかさう言われるけれども、そうであるしにかかわらずずつとおくれにきておるわけですね。そういうことで、この事業の年数の問題は、同じ事業量の土地改良が一般会計事業でやった場合と特別会計でやった場合とでは、それが得策か、農民は実は推測しかねるわけですね。それで結局農林省の言うとおりの政府主導型の土地改良になつていふ言われでもしよ

うがないわけですが、表を見てもずいぶんおくれにきております。ますます年数というものは長くなりつつあります。そういうことで私たちが大変懸念をしております。そういうことで、この点についてはどういふことになるのか。皆さんの方ではかつて長期計画は四十八年から十カ年で七十万ヘクタールの造成を閣議決定して進めておられます。これに対して実績は、計画の面積は七十万ヘクタールですから、十カ年だと一年に七万ヘクタールを実施するということになるわけですが、実際に、農林省から提示された資料の十三ページ「主要事業受益面積の推移」を見ますと、農用地造成の中で農地造成と草地造成、干拓、これを合計しますと、昭和四十七年度が四十六・一、四十六年度が四十八・八、四十七

年度が三十八・五、四十八年度暫定で三十五・三、四十九年度暫定で二十二・三、これはいずれも千ヘクタールですが、そういうふうな計画の半分です。期間もおくれ。しかも、この長期計画は四十八年から十カ年で七十万ヘクタールという閣議決定をしていただけたけれども、これまた落ち込みがひどい。こういうことを見ましたときに、かつこのいいことは言うけれども、なかなか内容が伴わない。これは実に重要な、大事な問題であるにもかかわらず、安倍農林大臣の攻めの農政の姿、こういうところに実に落ち込みがある。皆さんは、この点どういふふうに農民に説明されますか。

○岡安政府委員 確かに土地改良長期計画の計画量といふ実績を比べた場合、非常におくれていることは御指摘のとおりでございます。

（山崎（平）委員長代理退席、委員長着席）特に農地開発につきましては、相当事業量の点においておくれにきておりますが、これはもちろん物価の上昇、総需要の抑制政策の反映であるということもございします。それ以外に、やはり最近におきまして、農用地造成を行なう対象の土地が相当遠隔の地といふように後退をしております。それらについて農用地造成を進めたいという希望となかなか合致しなくなつてきているという点もあるわけでございます。

つきましては、やはり農用地造成の計画面積、六十年目標で八十六万ヘクタール等を達成するためには、一段と工夫をこらさなければならぬといふふうな考えをしております。五十一年度におきましても、新しく農用地造成を進めるに当たりまして、従来のネック等を解消する手段はどうか、新しくそれらを促進する手段はないかというふうな調査研究を進めたいと思っております。それらの成果を踏まえてぜひ計画どおりの面積を確保いたしたいというふうに考えておる次第でございます。

当事業費、これも問題です。これについて、どのくらいにかかっていくかということ、昭和四十五年からの推計をお尋ねします。

御承知のように、昭和四十八年、四十九年は物価狂乱時代ですから、これは特例として、いろいろ問題があったことはよく認識しておりますけれども、私の試算によると、昭和四十五年ごろは四十万程度であったと思っております。農地造成六十三万、団地六十八万、五十年度の造成費を見ますと、農用地造成は八十二万、草地造成は三十五万。要するに、五十年は倍になっておるわけですね。予算もそれだけ多くつけねばならぬ。だから、面積は閣議決定で相当大きく書っておるけれども、実際は、諸物価の値上がり、労賃の値上がり等によつて、実際は低下してきておるということでもあります。反当事業費を見まして、これまた問題です。だから、実際予算の低下になっておる、私はこういうふうに指摘するわけですが、金銭では上がらうけれども、実際の面積は余り施行できないということ、ずいぶんかつかうのいいことはお上りされるけれども、内容が伴わぬ、こういうふうに思われるわけです。この点について、昭和四十五年からの推計、どういふふうな今後を見通しておられるか。推計と見直し、簡潔にお答えください。

○岡安政府委員 一般の農地開発につきましては、反当事業費の推移でございしますが、平均で申し上げますと、四十五年度は平均事業費で反当平均二十六万四千円というものが、五十年では八十万円というふうになっております。ただ、これは物価の高騰等がございしますので、これを一応換算いたしますと、五十年が平均で大体八十八万六千円といたしまして、四十五年度は五十二万五千円、倍はかかっておりませうけれども、実際相当上がつておるというところは言えるわけです。草地開発につきましても、四十五年度が平均大体八万六千円、五十年では三十五万三千円、これも物価等を勘案しまして修正しますと、五十年三十八万一千円が四十五年度は十七万四

千円、これは倍以上ということになります。これは、やはり先ほど申し上げましたとおり、対象の土地が非常に奥地の方になってきたということで、いたし方なく反当の平均事業費が上がるということでごさいます。この傾向はやはり今後とも避けられないというふうに考えるわけですが、

したがって、事業費につきましても、特段の努力によりましてこれを確保いたしませんと、なかなか事業量の確保はできないというふうに考えておりまして、今回の特別会計の制度の改正も、農地開発につきまして財投資金を導入して、飛躍的に事業量を増大したいという気持ちからでございます。

さらに、私もそういう価格の点のみならず、農地取得に当たりましていろいろな問題が介在をしておりますので、取得等につきましても新しい工夫をこらしたいというふうに考えておるわけでございます。

○瀬野委員 そこで、特別会計事業として完成した灌漑排水事業は二十地区ございますが、その実績を見てみますと、その工期が六ないし八年のものが三地区、九ないし十一年のものが十地区、十二ないし十四年のものが六地区、十五年以上のものが一地区となっております。ほとんど七、八年以上かかっておりますが、これまた、今後本法による土地改良を推進する意味において、農民が尋ねたい端的なことをお聞きしておきますが、こういった実情にかんがみまして、予定工期内の完成について今後いかに対応していくかというところから、七年の工期というのが公約ですが、これが仮に延びた場合、一年くらい延びればどのくらい地元負担が負担増になるのか。二年の場合、三年の場合幾らになるのか。現時点で、工期が延びていく傾向にあるわけですが、地元負担の負担増、これが仮に百億の場合どのくらい負担増になるか。一年の場合、二年の場合、三年の場合、それを端的にお答え願いたいのでござい

ます。

○岡安政府委員 これは前提がございまして、今

後物価上昇がないというような仮定の計算でございすけれども、一般灌漑排水の場合、一年工期がおくれますと、地元負担は大体三・三％くらい増加をするという計算になっております。なお、三年おくれれば九・五％、五年おくれれば一六・九というふうな計算になります。

○瀬野委員 その点は明快でございました。一応承っております。

次に、ずいぶん問題があるのだけれども、時間の制約があるのでしりませんが、金利負担について大変問題なんですけれども、今回の本法改正によると、二年据え置き十五年払いで都道府県がみずからの負担金及び農民負担金を徴収して特別会計に支払うということになっておりますけれども、これは短い。これは農林大臣に特にお答えいただきたいが、二年据え置き十五年では短いというところで、国営ですぐ効果が出ないし、県営、次に団体営で事業完了するまではかなり時間がかかってくる。県営、団体営も終わっていないので、水はなかなか使えぬというような問題もあって、負担金を納めておられるけれども、実際に利用するのはずっとおくれる。これは事業の一貫性という問題もあるのですが、そういうことで少なくとも据え置きを五年にしてくれという声が強いですけれども、これに対して農林省はどう考えていますか。五年にしますか、大臣。

○安倍国務大臣 特別会計事業の場合におきましては、地元負担の金利、さらに据え置き期間につきましては、二年据え置き、十七年ということになっております。この二年を五年にしろという御要請でございます。われわれとしても据え置き期間を長くしたいという考え方は持っておりますが、ございまして、そういう面からいろいろと交渉もいたしておりますが、他の制度との関係もございましてなかなか困難でございす。しかしこれは農民負担が軽減をするということにつながっていくわけでございますので、われわれとしてもさらに再検討をして、そういう方向で努力は続けてみたい、こういうふうに考えるわけでございます。非

常に困難ではございます。

○瀬野委員 それで大臣、これは重要な問題であるので、もう一つそれと関連してお尋ねしておきますけれども、この金利負担についてはこれが過重であることは言うまでもありませんが、ぜひひとつ軽減の法体制をとってもらわなければ、とてもこれは、さきから言っているように土地改良は閣議決定して、四十八年から十カ年で七十万ヘクタール、一年七万ヘクタールで推進しようとい

ったって絵に描いたもちである。

そこで、「昭和四十七年度以降の資金運用部資金の貸し付けの経緯」による建設利息の元利表等を見ますと、適用期間と貸し付け利率、四十七年八月三十一日までが年六・五％、四十七年九月一日から四十八年五月三十一日までが六・二％、四十八年六月一日から四十八年十月三十一日までが六・五％、四十八年十一月一日から四十九年一月三十一日までが六・七％、四十九年二月一日から四十九年九月三十日までが七・五％、四十九年十月一日から八・〇％、こういうふうなふうに六・五％から七・五％、八％と上がっております。地元民はこういう金利負担の軽減をしてくれ、こういうふうな血の叫びをしているわけです。農民は、国費で利子補給をせよ、こういうふうにも言っております。私は、制度ができたころは六％だった、かように思うのですが、こういうふうな四十七年度以降の資金運用部資金の貸し付け経過を見ましても金利政策で変わってきておる。これでは工期が延びるほど金利がかさむわけです。この辺は農林省は本法を十分検討されたと思うけれども、これではとても受けられない。これは問題です。この点、大臣、どういうふうな農民にこたえようとしておられるか、お答えをいただきたい。

○安倍国務大臣 建設金利につきましては資金運用部の金利をそのまま転嫁しておるといふことで、資金運用部の資金が上がるのと建設利息も上がる、下がるのと下がるということになっておりまして、現在では七・五％というふうになっておりますが、現在は金利の水準全体が下がりぎみになっ

ておるといふふうに判断をしております。そういうふうな、資金運用部の資金をそのまま転嫁しているということでごさいますので、これを要するということとは非常に困難でございす。ですから、われわれとしては工期をできるだけ短縮をして完成を早めるということに重点を置いて取り組んでまいりたい、こういうふうに思っています。

○瀬野委員 次にお尋ねしますけれども、四十九年度の特別会計決算に三億三千六百余万円に上るところの収納未済額が計上されておるとは御承知だと思ひますけれども、これはもちろん地元負担金を特別会計に納入している地区のうちでこういうふうになっております。これが一つ問題なんですけれども、取れぬところがあるということでも農林省もいろいろ苦慮しておるのじゃないかと思うが、この発生の理由をこの機会に明らかにしてもらうと同時に、中身がはっきりしないのですけれども、それがどうなっておるのか、これらも農民負担になっておるのか。県費が払えぬので徴収ができぬとも言われているが、その点農林省はどういうふうにかんでおるのか。何せ時間が迫っておりますものだからはしょって聞きますけれども、この辺も問題点であるので指摘します。お答えをいただきたい。

○岡安政府委員 特別会計事業の負担金の未納でございすけれども、負担金には都道府県負担とそれから地元の農家の負担ということがございまして、都道府県負担部分の未納はございせんが、未納が発生しておりますのは受益者たる農民からの支払いが遅延をしたということ未納が生じておるわけでございます。

その理由を二、三申し上げますと、一つは、関連する県営とか団体営事業による末端工事が完了したので直接的な効果が発生していないということとを理由にいたしまして地元の農家が負担金を納付をしないということ、それから災害が発生をいたしまして減収があったので納付できないというふうな理由によるものでございす。

○瀬野委員 次に、御存じのように本事業は特別

会計事業、一般会計事業それから先般通過しました農用地開闢公団によるところの農用地開闢事業、こうあるわけですが、このうちどれがよいのかということになるとなかなか農民は判断つかぬ。いわゆる役人主導型ということ、結局役人の言うとおりのことになりかねない。これも農民が疑問を持つところでございます。これはもうりしていただければいいわけですが、いざにしてみてもこの農用地造成事業における国営事業の位置づけということ、それから国営事業と農用地開闢公団事業との関係は政府はどういうように説明されるのか、また開闢作目の選定等どういうようにお考えであるか、こういった基本的なことについてひとつ簡潔にお答えをいただきたい。

○岡安政府委員 いま御指摘の一般会計事業、特別会計事業、農用地開闢公団事業、それぞれ特色がございます。一概にどちらがと言うわけにはいかないと思います。先ほど申し上げましたように、簡単に申し上げれば、一般会計は比較的総事業費が少なくてございまして、それについて一般会計事業をやった方が先ほど申し上げましたように特別会計と比べて若干農民負担も軽減されるし、それから建設利息という負担もない。特別会計の方は、総事業費が大きいものにつきまして早くやっても早く完了した方がメリットがあるというふうに考えて農民が選択をするというように、それぞれ理由があると思います。農用地開闢公団事業につきましては、これは広域的な未開闢地域について土地基盤整備と、それから上物である機械とか施設等をセットで導入するというような事業でございます。これもそれぞれ特色があるわけでございます。それらは最終的には農民の希望によるものであり、私どもはそれに従って事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 大臣、時間の関係もあるので一点お伺いしますが、県営、団体営が国営事業が進まないと遊んでしまつて、国営事業の関係からおかれてきて県営、団体営が困るという、いわゆる一貫施工の必要性ということですね。先ほどもちよつと触れましたが、これは重大な問題でございます。国営がおくれるために県営、団体営が大変困っているわけですが、これを何とか促進してもらいたいと思うわけですが、一つの例を申し上げますと、群馬用水の場合は水資源公団でやったわけですが、県営が六割、完成して五年もたつていますが、利根川の幹線水路から水を末端に流すことができないまま今日になっている。結局水はむだになるし、また地元では困っている。こういう例があるけれども、この一貫施工ということについて、これは一昨年も触れたのですが、なかなかこれが解決できないのでございますが、本改正に当たって積極的に進めてもらいたいが、どういうように大臣はお考えですか、お答えをいただきたい。

○安倍国務大臣 国営事業が進まない、県営、団体営事業がでない。たとえば水が来ないから県営事業、団体営事業ともやれない、こういう地区があるわけでございます。こういう地区等につきましては、国営事業を最優先的にやれというふうな声も非常に強いわけでございます。われわれとしても、予算の面においても重点的にそうした地区につきましては国営事業を取り上げておるわけでございます。また特別会計制度の活用によりまして国営事業の工事の進捗を早めるということが大きなねらいとなつておるわけでございます。そういうふうなことで、国営事業をまず進捗し、そういう中に合わせて県営あるいは団体営事業等も整備を進めていくという方向で対処してまいりたいと考えております。

○瀬野委員 時間もありませんので、最後に簡潔に二点、農林大臣にお伺いしまして質問を終わることにしますが、国、県、団体営の管理についてですけれども、地元が大変、これはいろいろ諸問題があつて困つておる問題です。一般の公共事業すなわち農道、道路等も農民負担で管理をしております。国は国、県は県、団体営は団体営で、事業区分で管理すればつきりするわけですが、いかに、何しろ問題があつて管理がなかなか行き届かない面がございます。そこで、大蔵省等は、いろいろ聞いてみると、これは二重補助だとか何とか言つて経済効果が上がるから地元で負担せよとかいろいろ言つておるようですが、農林省としては積極的に施設管理は国がめんどう見てもらいたいということを進めてもらいたいです。そこらで、こういうことで農林省は制度検討のために研究会を設けていろいろいま検討しておられるけれども、これはなかなか結論が出ないようだが、これは十分ひとつしりをたいて早く結論を出して改善してもらいたい、その見通しはどういうふうになつておるか、結論はいつごろ出る予定か、その点一点。

それから最後に、もう一つは農林大臣に、本提案に当たつて、五十一年度予算の要求が行われるに際して、予算編成の過程で国庫負担分について財投資金の導入の特別促進対策が出されたわけですが、これも、ついに農林省が断念されて特別会計事業の範囲拡大のみが認められたといういきさつがあります。御承知のように農政審議会の内閣総理大臣に対する建議に基づいて農政審議会の基本方針として昨年来しばしば追及してまいりました。昨年八月の二十二日に出されましたところの「総合食糧政策の展開」の第一の柱に掲げられておるところの国営事業の特別促進対策が欠落してしまつた。農林大臣は攻めの農政と言つて一枚看板だった。一枚看板の一番大きな柱が欠落しておられると思ひ、本法提案に当たつては、実に残念で仕方ないだらうと思ふのだが、こういうことは説明の中では何ら触れておりませんが、今後これに対してどういうふうになされるかと思ふのか。今後、次年度以降実現を図るために最大の努力されるのか、それともこれができなければ総合食糧政策、これはもうまことに攻めの農政で、安倍農政張り切つたけれどもだめだったから、かぶとを脱いでこれらいわゆる「総合食糧政策の展開」というものは削除するというふうにはつきり言われるのか、その点明快に、最後にこの二点、大臣からお答えをいただいております。これに基づいてまたいずれ機会を見て質問したいと思ひますので、明快にこの二点についてのお答えをお願いしたいと思います。

○安倍国務大臣 土地改良制度の改正につきましては、現在改正の一つの課題である維持管理問題というふうなものもあるわけですが、そのうち土地改良制度改正の研究会を省内につくりまして、学識経験者を集めて鋭意検討を続けておるわけでございます。なかなかしかし、これは非常にむずかしい問題でございます。時間的にいつまでを限度とするかということについては、現在はいざしり申し上げる段階にないわけでございます。いざしりして、真剣に取り組んでまいりたい、こういうふうにお考えをしておるわけでございます。

○岡安政府委員 もう一点は、当初予算において今回の土地改良、特に国営土地改良事業の促進のために、対象の拡大のほかに国費の財投肩がわりという考えがあつたことは事実でございますが、これは五十一年度予算要求の段階と決定の段階におきまして、資金運用部資金の需給が非常に大変になりました。当初は国費を獲得するよりも財投資金を確保した方が事業量拡大のために非常に有利であろうということで要求をいたしましたわけでございますが、その間において財投資金の方は非常に逼迫をいたしましたので、今回はとりあえず対象事業の拡大、これによる財投資金の新規導入だけを図ることになりました。国費を財投に肩がわりする部分は見送つたわけでございます。これはやはり今後とも、財投資金の資金繰りその他をよく見きわめないと、どちらが有利かは別でございますので、今後とも慎重に行うことを見定めながら対処していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○瀬野委員 残念ながら時間が参りましたので、以上で一応終わります。

○湊委員長 次に、稲富稔人君。

○稲富委員 今回の土地改良法の一部を改正する法律案に対して若干の質問をいたしたいと思いますが、私に与えられた時間がわずかに二十分でございますので、要点だけを若干お尋ねしたいと思うのでございます。

〔委員長退席、山崎（平）委員長代理着席〕

まずお尋ねしたいと思いますが、今回のこの土地改良法の改正案にかんがみまして私たちが思いますことは、農業基盤整備事業の必要であるというところは私たちが認めるのでございますし、またこれに対しては各地方ともいろいろ希望があると思うのでございます。ところが、政府におきましては、その地方地方の希望がありますと安易な計画でその基盤整備事業をやつて、そうしてついにその期限が来て、逆に農民の期待外れになるというような事情等が生じた点が非常にある。今回の法律の改正等もそこにあると思うのでございまして、こういうことに対しては、今後やはりもっと十分検討する必要があるのではないか、こういうふうなわれわれは今回の改正案を通じて思うわけでございまして、これに対しては政府はどういうような考え方を持っておられるか、まず冒頭にお尋ねしたいと思うのでございます。

○安倍国務大臣 農業の基盤整備事業の新規採択につきましては、従来から継続地区の事業促進との関連にも留意しながら適正を期したところでございまして、一方におきまして、土地改良長期計画の目標を達成しなければならぬという必要性があるわけでございまして、年度によつては新規地区の採択がその年度の予算と必ずしもバランスがとれていない、いまお話がございましたように、このようにも考えておるわけでございまして、工期の遅延につきましては、いまさら私が申し上げるまでもなく、物価の上昇とかあるいは公共事業の抑制などの原因がありますが、五十一年度

予算案におきましては、国営事業を初めとして、各種の補助事業につきまして新規採択地区を極力抑制をして継続地区の事業促進に重点を置いたわけでございまして。

将来におきましても継続地区の事業促進はもとより重要なことでございまして、反面、前述のような土地改良の長期計画の目標を達成するために新規採択は確保しなければならぬという問題もあるわけでございまして、今後これは全体の予算枠の確保に努めることが第一であります。この全体の予算枠確保に努めるとともに、新規採択につきましても、継続事業との兼ね合い等も十分に配慮しながら、これに慎重に対処してまいりたい、こういうふうな考えておるわけでございまして。

○稲富委員 私が申しますことは、いま大臣のおっしゃったように、継続事業もありながら新規事業もやられる、しかもこれに対しては安易な考え方で七年度には完成するのだ、こういうことである。これに対して非常に農民は期待をしておる。ところが実際にいって予算はつかない、それがために農民としては非常に期待外れになる、こういうようなことから今度の土地改良法の一部を改正しなければならぬような状態にもなつた。こういう事実にかんがみまして、いまおっしゃるように新規事業はやらなければいけないが、この点を安易な考え方で、そして農民の期待外れにならないように十分検討しながら対処しなければならぬのではないかと、こういう点を私は申し上げておるわけでございまして、この点を今後十分検討すべきではないかと思うのであります。

特にそういう点から申し上げても、今回の法の改正に關係いたします七地区におきましても、現在この法の改正によります關係ある七地区の事業計画及び今日のこの事業の進捗状態、こういうことに対しまして、これは時間がありませんので、簡単にひとつその内容の御説明をお願いしたいと思うのであります。

○岡安政府委員 今回の振りかえをいたします地区は全体で九地区でございますが、法改正によつて可能になります七地区につきましては、大体大規模な事業地区でございまして、まだ工事着手早々の地区が多いわけでございまして、今後特別会計に振りかえられましたならば、これはひとつ一般地区が現在置かれておりますような工期ではなくて、特別な事情のない限り当初計画の予定どおりの工期内にはぜひとも完成をいたすというふうな心算で取り組んでまいりつもりでございまして。

○稲富委員 私いまの進捗状態を聞きたかつたのですけれども、それは御説明がありませんから、これは時間がかりますので、重ねてお尋ねいたします。

ただ、申し上げたいと思いますことは、今回の七地区の問題につきましても七年度にこれを完了するのだ、こういうことで農民は非常に期待を持っていた。ところがその七年度がすでにもう半分以上の年月がたつておるにもかかわらず、事業そのものは一つも進捗いたさない、今日のような予算措置でやっておりますと二十年かかるかわからない、こういうような状態が生じている。その点から今回のこの法の改正をして、財投によつてやらなくちゃならないという問題に肩がわりをしてたわけなんです、この点はいやみを申すわけではございせんが、ややもしますと政府は国営事業、直轄事業でやろうとしたものを財投に切りかえたという一つの責任転嫁をやつたのだという感じがなきにしもあらずと言わなくちゃならないと思うのでございまして。こういうことに対してはさか責任をお感じになつておるのかどうか、この点もひとつこの機会に承りたいと思うのであります。

○安倍国務大臣 確かに最近の国営事業の工事の進捗が予定よりもおくれしておることは事実でございますが、これは私も何度も申し上げましたように、労務であるとかあるいは資材の高騰であるとかあるいは公共事業の抑制等この種の事業全体を

通ずるところの事情によるもので、これは国の財政の仕組みから見てやむを得ない面があつたというところも御理解をいただきたいと思ひます。

〔山崎（平）委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、国営土地改良事業の工事の進捗のおくれ、これは受益の農家の経営といった面からは非常に大きな妨げになるわけでございまして、国民経済的にも好ましくない影響を及ぼすわけでございまして、国としても極力工夫をして事業の促進に努めなければならぬわけでございまして。そのうした観点から今回の特別会計事業の対象枠の拡大をいたしまして、一般会計の支出の上に財投資金を上乗せをして工事の促進を図るということで今回の法律改正をお願いいたしましたわけでございまして、この法律改正によりまして事業が進むことが受益農家のメリットにもつながつていくわけでございまして、国民経済的にも大きな効果が出てくるというふうな判断をいたしておるわけでございまして。

○稲富委員 これは大臣、責任を感じるとおっしゃるとなかなか問題があるから、なかなか責任を感じるといふことをおっしゃらないかわかりませんが、これに關係しておる農民といたしましては七年度でこれを完了してらうのだ、こういうような期待を非常に持つておつた。ところがもうすでに七年度のうちの半分の年月は経ておるけれども、一向に事業は進行しない。非常に農民は期待外れになつておる。この点は、政府もその点が非常に困つた問題だということから、今度は財投によつてこれをやつていこうというふうなことになつたものだと私は想像いたしております。私はその責任を追及するわけじゃございせんけれども、その責任の一端を考えられた結果がこういう切りかえになつたものだ、かように考えておるわけなのでございまして。

そうしますとおのずから、最初の計画に期待をいたしておつた農民は、今回の切りかえによつて負担増が生じてまいらるわけでございまして。こういう点もあるので、その当初の計画どおりにできな

かつたということは、もちろんいま大臣のおっしゃるような国の財政的な都合があったということは一応われわれはわかる。しかし国の財政的な都合があったということは政府の責任であって農民の責任ではないわけなんです。その財政的な十分な処置をやるのができなかったということに對しましては、やはり政府といたしまして一縷の責任は感じなければいけないと私は思う。ただ国の財政的な処置ができなかった、やむを得なかったんだ、農民おまたちがまんしろ、こういうことでは過ごされたいと思うので、この点私はその気持ちを率直に伺いたい。こういうことを責めておるわけではありませんけれども、率直にその点をひとつ農民の前に披露をしてもらいたい、こういう意味で私はお尋ねをしておるわけなのでございます。

○安倍國務大臣 これは農業の公共投資だけでなくてその他の一般的な公共事業におきましても、総需要抑制あるいは物価の上昇といった面が反映をいたしまして財政的な面からおかれておるわけでございますが、特に農業の基盤整備につきましては、受益者が農民であるというふうなことからわれわれもこの事業がおくれることによって受けるいろいろな問題を何とかして早く解決をしなればならないという立場に立つて今度の特会制度の対象の拡大ということになったわけでございまして、そうした事業のおくれに對しましては、われわれとしては国の責任において事業の推進を図って農民の期待にこたえていかなければならないという気持ちには全く同じでございます。

○稲富委員 政府といたしましては今後この法律の改正によりまして財投になりますと当然農民の負担というものはふえてまいります。この農民の負担の増加した分に対しては何か親心をもつて農民の負担を少なくするような、そういう方法を政府の責任において考えなければいけない問題があるのではないかと考えるのです。なぜかといいますと、現在農民は従来国営事業としてなされるものとして承諾をしているのです。ところが今度

はこれが財投に切りかえられるということになりますと当然負担が大きくなる。やはりこれに對してはまた承諾をしなければいけない。三分の二が承諾をすればできるということでございますが、もしその場合農民が承諾しないということになれば非常に困った問題が出てくると思うのです。そうすると、前のおりに返るのだからおまたちは長くがまんをしろ、承認しなければしょうがないじゃないか、こういうことで放任さるべき問題ではないと思う。政府は一番最初に農民がこれを承知した場合は七年間において国で完了するんだというところで農民を納得させているんだから、しかしながら財政上の都合によってこれが完工することができなかったからやむなくこういうような切りかえをやったんだ、それがために負担が大きくなると思うならば、この負担を少なくすることによって切りかえを農民が承認するような形をとらなければ、もしも農民が承認しないということになれば、もう困った問題が生じてくると私は思うので、こういう問題に對しては何かひとつ農民に負担のかからないような方法を考慮すべきものであると思うが、これに對してどういう考えを持っておられるか、この点を承りたい。

○安倍國務大臣 私は、特別会計制度の実施によりましてこの対象の中に入りまして国営事業は、事業が非常に促進をされるということになると考えております。その場合に農民の負担は一般会計事業と比較をしてみれば多少ふえるわけでございます。しかし工期が早まるということではこの負担を補って余りあるメリットがこれによって得られるのではないかとこのように判断をするわけでございまして。そうした状態の中で農民の皆さんが特別会計制度を認めたか、あるいは一般会計制度でこれまでの事業を進めていくかということは地元の自由選択ということになるわけでございまして、われわれとしてはおくれたことにつきましては、一般会計事業も特別会計事業もこれからの予算枠あるいはまた財政投融資の枠の拡大等を図りまして事業の進捗を図っていかねばならぬわけでござい

ますが、しかしいろいろの客観的な事情のためにおくれた、それでもって農民の負担も確かにふえてはおりますけれども、その負担分についてこれを軽減するという措置はいまの段階においては考えてはいないわけでございまして、これはなかなか困難であるというふうに私は判断をしております。したがって、特別会計事業によって事業の進捗を図って、そして地元の期待にこたえ、そしてメリットを一日も早く還元するという方向で今後は努力も続けてまいりたい、こういうふうに思うわけであります。

○稲富委員 私は、非常に遺憾に思いますのは、繰り返してどういふようでございますけれども、最初の計画というものは農林省は七年間にやるということを書いて農民を納得させている。それが国の財政の事情によって延び延びになっていくということなんです。これに對してはいささかなりとも政府としてはやはり責任というものを感ぜなければいけない。いろいろな各般の事情でやむを得なかったのだ、農民にはうそを言ったけれども、やむを得なかったのだ、これでおまたちは納得しろ、こういうふうなことではなくして、こういう延びたことは財政的ないろいろな国家的な事情はあったにしても、やはり農民に對してその示した計画どおりでできなかったということに對しては、いささかなりとも政府としては済まなかったぐらゐな気持ちには持たなければいけないのじゃないかと私は思う。ただやむを得なかったのだ、それだからこれでいいやならば前の計画どおり長くかかってもいいじゃないか、こういうふうなことで放任されるものであつてはいけません。最初は七年間で完成するのだ、こういうことで政府は農民に納得させて事業に取りかかったのだ。ところがそれができないから今度の法改正になつていくのだ。これはいろいろな財政の事情上やむを得なかったからもう農民はがまんしておけ、それでできないならば、今度はこう切りかえたけれども、これで農民の負担が多くなる、高くなる、これがいやならば前どおりやっておけ、あと十

年かかって知らぬぞ、こういうふうなことで処理すべき問題ではない、私はかように考える。やむを得なかったならばやむを得なかったとしても、こういう事情でやむを得なかったのだからといって、いささかなりとも政府としては相済まなかったぐらゐな気持ちは持たなければいけません。いかんかと私は思う。それをやむを得なかったのじゃないか、こういうふうな政府として責任を感じないということは、私はどうも思い知ることではない、かように考えます。

しかし、これをやかましく言っているともう時間が来ますから、その点を考えながら、もう一つ今後の問題に對しては、少なくとも最初の計画どおりになし得なかったということは、財政的な関係で政府に責任があったけれども、そのかわり今後これに對して埋め合わせをするのだ、こういうようなことで今後の問題には処してもらいたい、こういうことを私はこの際特に申し上げたい。こういう点から今回のこの事業の推進に当たりましては、今回のこの法の改正によりまして、最初の計画どおりの期間内にそれでは完了するという確約がされるかどうか、この点についてひとつ承りたい。

○安倍國務大臣 政府としては基盤整備事業がおくれておるといふことにつきまして責任を逃げておるわけではございません。それは確かにいままで申し上げましたような財政上のいろいろな問題はあるわけでございしますが、やはり長期計画を実現して完遂をするということは政府の責任でございしますから、これはやらなければならぬ。しかし早くおくれておるわけですから、ここでこれを早めるための特別会計制度の活用等も図って、そして事業の進捗を図らなければならぬわけでございしますし、さらにこれからの基盤整備に對しましては、食糧自給という大前提を貫くための最も重要な事業でございします。今後の公共事業予算等の確保に對してはわれわれは全力を傾けてこれに当たりたいと思っておりますし、特別の事情のない限りは、この事業は計画どおり完遂をしていき

たい、私はそういうふうに考えております。

○**稲富委員** 時間がありませんから最後に具体的な問題で伺います。

今回の法改正に当たりまして耳納山麓におきまして土地改良事業というものに対してどういうような計画で推進されるという見通しがあるのか、これに対する具体的な今日の見通しをひとつ承りまして、私の質問を終わりたいと思います。

○岡安政府委員 御指摘の耳納山麓の今後の推進の見通しでございますけれども、この地区は四十七年度に着工をしたところでございまして、五十年年度までに九・五%の進捗というような地区でございしますが、五十一年度から法律が改正をされまして、特別会計に振りかわるということになります。したならば、私どもは十カ年間で完了いたしたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、これは蛇足でございますけれども、特別会計に振りかえないで一般会計で実施いたしますと、ほかの地区との振り合いその他もございまして、大体二十年程度はかかるかというふうに考へられますので、この地区につきましては地元の同意も得られまして、特別会計に振りかえれば十年程度工期が短縮するものというふうに考へております。

○稻富委員 この耳納山麓の問題は一番最初は七年間という農林省の方針でありまして、その七年間がもう四十年は終わっているのです。しかもそれがいまおっしゃるように九・五%しかできていないというような状態なんです。それで、あと十カ年間かかると言いましても、農林省が農民に確約をしたその期間というものよりもずっと延びるわけなんです。それだけ農民は非常に期待外れになつておるとというのが現状でございますので、これはあと十カ年でも長過ぎるのですよ。もう七年間のうちの四カ年間は終わっているのですよ。本来なら、約束どおりとすると、あと三カ年間で終わつてしまわなければいけない。こういう点を要するを得なかったとして、恬として相済まないというような顔もしないなんて、これは政府としても

余りにも厚顔無恥ですよ。もつと責任を持って、

これはもう十カ年間とかそういうことじゃなくて、もっと進捗するように、こういうような具体策をもってやってもらわなければ、地元の者は立ってても寝てもいられないのですよ。何をやっているんだと言われる。これはもっとあなた方は責任を感じて——最初からいささか政府は責任を感じなさいということを言っているのはそれなんです。

に「いま大臣は最初の計画どおりにいくような方法でやります、こうおっしゃった。最初の計画どおりいくとあと三年で終わらなければいけないのですよ。それを局長は十年かかると言われる。最初の計画どおりじゃないですか。この計画点をひとつ再検討をして、もっと早く完了をするようにしてもらいたいと思うのですが、これを検討する余地がありますかどうか。」

○安倍内務大臣　いままで、先ほどから申し上げましたようないろいろの事情で事業がおくれたわけでございますが、今回の土地改良法の改正によりまして特別会計制度の対象が拡大をして、いままのお話のような事業につきましても、この対象の中に入れれば相当の事業の促進ができるというように判断しておるわけでございます。これを選ばか選ばないかは地元の選択にもよるわけでございますが、私たちとしては、この特会制度の活用によりまして事業の進捗を大幅に早めて、そして先ほどから局長が申し上げましたような計画でもって着実に事業が一日も早く完成するように今後とも努力を重ねてまいりたいと思います。

○稲宮委員　それではもう終わりますが、一つ最後。

あと三年残つておるのを、このままでいけば二十年かかるとおっしゃる、それを今度の法の改正によつて十年でやるとおっしゃる。すると、七年を十四年でやるということになるわけです。こういうようなことでは本当に農民というものが農業に對して意欲を持たないことになるのですよ。それだから、こういう問題にもっと真剣に取り組んで、そして本当にやはり期待に反しないように、十カ年間をもっと縮めてでもやっていこう、こういうことで再検討をしていただきたいという希望を申し述べまして、時間がありませんから私の質問を終わることにいたします。

○委員長　これにて本案に對する質疑は終了いたしました。

土地改良法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案)

近年、国民食糧の安定的供給の確保と農業の健全な発展を図るため、農業基盤整備事業の積極的な推進が強く要請されているが、ここ数年來、国営土地改良事業をはじめとして各種事業の進展が著しく低下している。

よつて、政府は、この際土地改良長期計画の計画期間内の達成及び工期遅延の回復等のため、土地改良事業予算の大幅な確保に特段の努力を傾けることはもとよりであるが、特に、本法の運用に当たつては、左記事項の速やかな事に現に遺憾なきを期すべきである。

記

○湊委員長 これより討論に入るのであります
が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに
採決いたします。

土地改良法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○湊委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○漢委員長　この際、本案に対し、角屋堅次郎君外四名から、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案に係る附帯決議を付すべしとの勧議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員　私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党を代表して、ただいま可決されました土地改良法の第一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

記

一 國営土地改良事業の完了を促進し、その効果の早期發現を図るため、特定土地改良工事特別会計の事業量の拡大を図るとともに、国の負担金に借入金を充てるいわゆる特別促進対策の導入及び附帯興営事業等の一貫施行等

二 特別会計事業実施地区における工期の遅延は、農民負担の増加につながるものであることにかんがみ、予定工期内に必ず完了せしめるよう万全を期すること。

三 土地改良事業の円滑な促進を図るため、地域の特性に配慮しつつ国庫負担率及び補助率の引上げ、採択基準の引下げ、借入金金の金利の引下げ、償還条件の緩和等所要の措置を講ずること。

また、土地改良事業推進における地方負担の重要性にかんがみ、土地改良事業に係る債措置、地方交付税措置の充実を図り、地方財源の確保に遺憾なきを期すること。

四 農村環境の変化に対処し、土地改良施設維持管理のあり方及びこれと密接に関連する土地改良区のあり方を早急かつ根本的に再討して国の助成等積極的な対策を講じ、土地改良施設の適正管理を図ること。

五 農業生産の基礎資源としての農用地並び

農業用水の重要性にかんがみ、積極的にその開発を図るとともに、農業水利の歴史的特性を考慮し、これが不当に侵害され、又は新たな負担を課せられることのないよう特段の配慮を行うこと。

以上であります。その趣旨は、ただいま本委員会における質疑の中でも指摘されたところであり、委員各位の十分御承知のところであり、これを省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○湊委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に対して別に発言の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

角屋堅次郎君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○湊委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めます。安倍農林大臣。

○安倍国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を体し、十分検討の上、善処いたしてまいりたいと存じます。

○湊委員長 なお、ただいま議決されました本案の委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔報告書は附録に掲載〕

○湊委員長 次に、農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

この際、法律案起草の件について議事を進めます。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事會におきまして御協議を願っていたのでありますが、本日その協議が調い、草案がまとまりましたので、その内容につきまして、便宜委員長から御説明申し上げます。

本案は、酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の造成等に必要資金の融通に関する臨時措置をさらに五年間延長しようとするものであります。

以上がその内容であります。その詳細につきましては、お手元に配付してあります案文により御承知願いたいと存じます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○湊委員長 本起草案について別に発言の申し出もないようでありますので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

〔賛成者起立〕

○湊委員長 次に、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事會におきまして御協議を願っていたのでありますが、本日その協議が調い、その草案がまとまりましたので、その内容につきまして便宜委員長から御説明申し上げます。

本案は、漁業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、都道府県知事の認定を受けるための合併及び事業経営計画の提出期限をさらに四年間延長し、計画が適当である旨の認定を受けた漁業協同組合については、従前の例により法人税、登録免許税等の特例措置並びに漁業権行使規則の変更または廃止についての特例措置を講じようとするものであります。

以上がその主な内容であります。その詳細につきましては、お手元に配付してあります案文により御承知願いたいと存じます。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○湊委員長 本起草案について別に御発言の申し出もないようでありますので、この際、本案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。安倍農林大臣。

○安倍国務大臣 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案につきましては、政府としては、やむを得ないものと考えます。

○湊委員長 お諮りいたします。

お手元に配付してあります漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の

成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○湊委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

○湊委員長 次に、絹糸価格安定法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事會におきまして御協議を願っていたのでありますが、本日その協議が調い、その草案がまとまりましたので、その内容につきまして、便宜委員長から御説明申し上げます。

本案の第一は、生糸の輸入は日本蚕糸事業団において当分の間一元的に行わせることとしたこと

であります。

すなわち、現行法上の一元輸入措置は、政令で定める一定期間に限って実施できる臨時的なものであります。内外における生糸、絹製品需給の供給過剰基調は当分の間継続するものと考えられますので、今後は事業団の一元輸入措置についてその臨時的性格を改め、当分の間生糸の輸入一元化措置を実施することといたしております。

なお、事業団が一元輸入した生糸については、事業団が糸価に悪影響を及ぼさない方法により売り渡すことといたしております。

第二は、繭及び繭短繊維の輸入についても、これが生糸等の需給に大きな影響を及ぼすことになり、これらの輸入増加によって生糸価格が低落した場合、必要に応じ政令で定める一定期間、日本蚕糸事業団による一元輸入措置を実施できることといたしております。

第三は、絹糸等の輸入に関し、政府は必要があるときは適切な措置を講じなければならないこととしたこととあります。

すなわち、生糸と完全に競合する絹糸並びに生糸の需給及び価格に大きな影響を与えるその他の

絹製品につきましては、それらの輸入が生糸にかわつて急増した場合、絹及び生糸の価格安定が図れないこととなりますので、そのような事態に立ち至ったときは、政府はその輸入を制限する等糸価安定のための適切な措置を講じなければならぬことといたしてあります。

そのほか、以上の措置に関連して必要な経過措置等諸規定の整備を行うことといたしてあります。

以上がその内容であります、その詳細につきましては、お手元に配付いたしました案文により御承知願ひたいと存じます。

絹糸価格安定法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○湊委員長 本起草案につきましても別に発言の申し出もないようですので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております絹糸価格安定法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○湊委員長 起立給員。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

○湊委員長 なお、ただいま決定いたしました各案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○湊委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○湊委員長 この際、角屋堅次郎君外四名から、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党を代表して、絹糸価格安定対策に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者から趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党を代表して、絹糸価格安定対策に関する決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

絹糸価格安定対策に関する件(案)

最近、世界的な生糸、絹製品需給の著しい供給過剰基調を背景として、生糸の一元輸入措置にもかかわらず、生糸に代わり絹糸等絹製品の輸入が急増し、本一元輸入措置を空洞化させるばかりか、我が国の蚕糸業及び絹業に重大な悪影響を与える事態になっている。

今後の蚕糸業及び絹業の安定的維持発展を期するためには、生糸、絹糸、絹織物を通ずる全体的な輸入秩序化を緊急に図る必要がある。

よつて、政府は、かかる状況を考慮し、今回の絹糸価格安定法の一部改正に伴い、生糸の一元輸入措置の運用等に関し、左記の事項に十分留意して、生糸、絹製品の輸入秩序化に万遺憾なきを期すべきである。

記

一、生糸の一元輸入措置は、国内及び世界の生糸、絹製品需給が安定し、本措置を止めても国内蚕糸業に悪影響を与えることが全く無いと認められるまで継続実施すること。

二、絹糸については、本来輸入量が極めて少なく、一元輸入措置下の生糸に代わつて輸入が急増したものであることにかんがみ、生糸と絹糸の輸入については、生糸での輸入を原則とし、絹糸の輸入は極力抑制すること。

三、今回の絹糸価格安定法の改正により、新たに設けられる第十二条の十三の九の規定に基

づき、事前承認制等の適正な運用に努めるほか、必要に応じ輸入数量制を導入する等、絹糸及び絹織物の輸入について実効ある輸入抑制措置を講じ、絹糸価格の安定に万全を期すること。

四、蚕糸業の維持発展を図るため、長期的観点に立つて、生産拡大等のための施策を拡充強化する等強力な蚕糸業振興対策を講ずること。

右決議する。

以上であります、その決議案の趣旨につきましては、委員各位の十分御承知のところであり、何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。(拍手)

○湊委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。別に発言の申し出もないようでございますので、直ちに採決いたします。

角屋堅次郎君外四名提出の絹糸価格安定対策に関する件の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○湊委員長 起立給員。よつて、本件は委員会の決議とすることに決しました。

この際、本決議に対し、政府より所信を求めます。安倍農林大臣。

○安倍農林大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を十分に体して、生糸等の輸入の秩序化及び絹糸価格の安定に万全を期してまいりたいと考えております。

○湊委員長 ただいまの決議について、議長に対する報告及び関係当局への参考送付等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○湊委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう取り計らいます。

○湊委員長 この際、昭和五十一年度の畜産物政策価格について、安倍農林大臣から説明を聴取いたします。安倍農林大臣。

○安倍農林大臣 昭和五十一年度の畜産物価格の決定に係る経過につきまして御報告申し上げます。

まず指定食肉、すなわち豚肉及び牛肉の安定価格につきましては、去る二十六日に開催されました畜産振興審議会食肉部会において御審議を煩わしたところであり、同部会におきましては、同日「最近における豚肉及び牛肉の生産動向にかんがみ、現行の安定価格水準を引き上げることとし、消費に与える影響をあわせ考慮して慎重に決定されたい」との答申をいただいたところであります。

次に、加工原料乳の保証価格等につきましては、本日開催されております畜産振興審議会酪農部会において御審議を煩わしているところであります。政府といたしましては、今後審議会の答申を踏まえ、指定食肉及び加工原料乳の再生産の確保に十分配慮して、これらの価格を今月末までに決定したいと考えております。

○湊委員長 以上で説明は終わりました。

○湊委員長 この際、山崎平八郎君外四名から、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党を代表して、畜産物の価格等に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者から趣旨の説明を求めます。山崎平八郎君。

○山崎(平)委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党を代表して、畜産物の価格等に関する決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

畜産物の価格等に関する件(案)

わが国畜産業は、近年の飼料価格等の高騰及び畜産物価格の低迷により未曾有の打撃を蒙つたところであり、今日に至るもその経営は依然として不安定な状況におかれている。

よつて政府は、昭和五十一年度の畜産物政策価格の決定等に当たつては、左記事項に留意し、畜産業の安定的発展の諸施策充実に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 加工原料乳保証価格については、生産コストの上昇を適正におこむとともに、家族労働費については、製造業労働費が適正に反映されるよう評価し、生乳の再生産確保が図られる水準に引き上げること。

この場合、自給飼料労働費の評価については、酪農における粗飼料生産の重要性にかんがみ、特段の配慮を加えること。

二 飲用原料乳については、価格決定のあり方も含め、消費の安定的拡大に資するための方策について早急に検討するとともに、生乳の長距離輸送に対する施策を一層強化すること。

三 豚肉及び牛肉の安定基準価格等については、労賃、生産資材等の上昇を適正に反映させるとともに、所得の補償にも十分配慮し、その再生産確保が図られる水準に引き上げること。

なお、養豚農家及び肉牛生産農家の経営安定に資するため、子豚、子牛価格の安定制度の強化を図るとともにいわゆる長期平均払い制度の早期確立とその整備拡充に努めること。

四 近年生産過剰基調のもとに卵価が低迷している養鶏業に対し、その安定的発展を図るため、鶏卵の需給調整等に対する行政指導を徹底するとともに、卵価安定基金及び液卵公社等による価格安定機能を一層強化拡充すること。

五 牛肉の輸入割当、豚肉の関税減免措置等にかかる畜産物の輸入政策については、畜産物

の国内自給の維持向上の観点に立ち、国内の需給と価格に悪影響を及ぼすことのないよう慎重な配慮のもとに行うこと。

六 飼料自給度の向上を図るため、草地造成の拡充及び飼料作物の増産奨励に対し重厚な財政措置を講ずるとともに、輸入飼料の安定的供給を確保するため、備蓄及び価格安定機能の充実強化に対し積極的な財政援助を行うこと。

右決議する。

決議案の趣旨につきましては、委員各位の十分御承知のところでありまして、これを省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。(拍手)

○委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。別に発言の申し出もないようでございますので、直ちに採決いたします。

山崎平八郎君外四名提出の畜産物の価格等に関する件の動議に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○委員長 起立総員。よつて、本件は委員会の決議とすることに決しました。

この際、本決議に対し、政府より所信を求めます。安倍農林大臣。

○安倍農林大臣 御決議につきまして、十分検討し、適切に対処すべく努力いたす所存であります。

○委員長 ただいまの決議について、議長に対する報告及び関係当局への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう取り計らいます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(昭和五十一年三月三十一日)を「二十年」に「行なう」を「行う」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等に必要資金の融通に関する臨時措置を更に五年を限り延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

法律

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(昭和五十一年三月三十一日)を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

7 組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十二年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和五十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合には、附則第四項中「その合併に係る合併後の組合」と

あるのは、「その合併に係る合併後の組合(その組合が、附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和五十六年三月三十一日までに合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合)」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

漁業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、漁業協同組合合併助成法に定める合併及び事業経営計画の樹立及び認定に関する措置等を更に一定期間実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、漁業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の推移によるが、昭和四十二年度から昭和四十九年度までの実績をもとに推計すると合併参加一組合当たりの減免額は約百十三万円である。

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(昭和五十六年三月三十一日)を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

目次中「第三章 漁及び生糸の価格の中間安定に関する措置(第十二条の四、第十二条の十三)」を「第二章 漁及び生糸の価格の中間安定に関する措置(第十二条の四、第十二条の十三)」と改める。

第二章 漁及び生糸の価格の中間安定に関する措置(第十二条の四、第十二条の十三)の二、第十二条の十三に「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

の九」

第三章第十二条の四の前に次の節名を付する。

第一節 中間安定に関する措置

第十二条の四の中「を」を「超え」に改め、「及び第十二条の十の二第三項の規定により輸入した生糸」を削る。

第十二条の七第二項中「及び第十二条の十の二第三項の規定による輸入によつて事業団が保有する生糸」を削る。

第十二条の十の二を削る。

第三章第十二条の十三の次に次の一節を加える。

第二節 外国産生糸の輸入及び売渡し等に関する措置

(生糸の輸入)

第十二条の十三の二 外国産の生糸の輸入は、当分の間、事業団、第十二条の四十一の二の規定により事業団の委託を受けた者その他政令で定める者でなければ、してはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合においてはこの限りでない。

2 事業団は、当分の間、農林大臣の承認を受けて、外国産の生糸を輸入することができる。

(輸入生糸の売渡し)

第十二条の十三の三 事業団は、前条第二項の規定による輸入によつて保有する外国産の生糸(第十二条の十三の七第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する生糸を含む。以下「輸入生糸」という)を、政令で定めるところにより、一般競争入札その他の方法で売り渡すことができる。

2 前項の規定による輸入生糸の売渡しは、国内において製造された生糸の価格が基準糸価を下つて国内において製造された生糸の価格が基準糸価を下るおそれがある場合には、してはならない。

3 第一項の規定による輸入生糸の売渡しの価格は、事業団による当該輸入生糸の買入れの価格

にその買入れ及び保管に要する費用の額を加えて得た額を下つてはならない。

(外国産繭等に関する措置)

第十二条の十三の四 政府は、外国産の繭又は繭短繊維(以下「外国産繭等」という)の輸入が増加して国内における生糸の需給が均衡を失ひ又は失するおそれがあり、かつ、第十二条の四及び前二条に規定する措置によつては国内において製造された生糸の価格が第十二条の五第六項の規定により告示された中間買入価格を下ることを防止することが困難であると認められる場合には、外国産繭等の輸入に關し、当該事態を克服するため必要な措置を講じなければならぬ。

2 前項に規定する事態が生じた場合において

は、政令で定める期間内は、外国産繭等(政令で定めるものを除く)の輸入は、事業団、第十二条の四十一の二の規定により事業団の委託を受けた者その他政令で定める者でなければ、してはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合においては、この限りでない。

3 事業団は、前項の政令で定める期間内においては、農林大臣の承認を受けて、同項の外国産繭等を輸入することができる。

第十二条の十三の五 事業団は、前条第三項の規定による輸入によつて保有する外国産繭等(第十二条の十三の七第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する繭及び繭短繊維並びに第十二条の十三の八第一項の規定による加工又は交換によつて事業団が保有する生糸を含む。以下「輸入生糸」という)を、第十二条の十三の三の規定の例により売り渡すことができる。

(輸入生糸等の売渡しをしない場合)

第十二条の十三の六 事業団は、次の各号の一に該当するときは、第十二条の十三の三又は前条の規定による売渡しをしないものとする。

一 その売渡しを受ける旨の申込みが農林省令で定める荷口を単位としていないとき。

二 その売渡しを受けることが買占めその他による不当の利得を目的として行われると認められるとき。

三 その他農林省令で定める相当の理由があるとき。

(輸入生糸等の買換え)

第十二条の十三の七 事業団は、輸入生糸又は輸入繭等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、予算の範囲内において、これらをそれぞれ同一の種類及び数量の生糸、繭又は繭短繊維に買い換えることができる。

2 前項の規定による買換えのための売渡し及び買入れは、同時期に行わなければならない。

(外国産の繭の交換等)

第十二条の十三の八 事業団は、第十二条の十三の四第三項の規定による輸入によつて保有する外国産の繭(前条第一項の規定による買換えによつて事業団が保有する繭を含む)を、予算の範囲内において、生糸に加工し、又は生糸と交換することができる。

2 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による交換について準用する。

(外国産の絹糸等に関する措置)

第十二条の十三の九 政府は、外国産の絹糸等の輸入が増加して国内における生糸の需給が均衡を失ひ又は失するおそれがあり、かつ、第十二条の四及びこの節に規定する措置によつては国内において製造された生糸の価格が第十二条の五第六項の規定により告示された中間買入価格を下ることを防止することが困難であると認められる場合には、蚕糸業及び絹糸の健全な発展を図る見地に立つて、これらの輸入に關し必要な措置を講ずる等当該事態を克服するため相当と認められる措置を講ずるものとする。

第十二条の十四中「これを」を「超える」に改め、「買入れ」の下に「輸入を加え」、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条の四十一第一項第一号中「第三章」を

「第三章第一節に」、「行なう」を「行う」に改め、同項第七号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「生糸又は繭」を「生糸、繭又は繭短繊維」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 第三章第二節の規定により、生糸、繭又は繭短繊維の輸入、売渡し、買換え、加工及び交換を行うこと。

第十二条の四十一第一項第二項を削り、同条第三項中「前二項を」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改め、「図るための事業」の下に「その他蚕糸業の振興に資するための事業で農林省令で定めるもの」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項を」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条の四十一の二中「前条第二項の生糸」を「前条第一項第六号の生糸、繭又は繭短繊維」に改める。

第十二条の四十二第一項中「第四項」を「第三項」に改める。

第十二条の四十三第一項第三号中「第六号」を「第七号」に改める。

第十五条第一号中「第三項若しくは第四項」を「第二項若しくは第三項」に改める。

第十六条中「第十二条の十の二第三項」を「第十二条の十三の二第二項及び第十二条の十三の四第三項」に改める。

第五章中第十六条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第十六条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む)を定めることができる。

第十七条第二項を削る。

第十七条の二中「第十二条の十の二第二項」を「第十二条の十三の二第一項又は第十二条の十三

の四第二項」に改める。
第十九条の二第六号中「第四項」を「第三項」に、「行なつた」を「行つた」に改める。
附則第七項中「行なわれる」を「行われる」に、「第十二条の四十一第三項」を「第十二条の四十一第二項」に、「前二項」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に改正前の繭糸価格安定法第十二条の十の二第三項の規定により輸入された生糸（改正前の繭糸価格安定法第十二条の四十一の二の規定により日本蚕糸事業団による輸入に関する業務の委託が行われた生糸であつて、この法律の施行の際現に輸入されていないものを含む）は、改正後の繭糸価格安定法第十二条の十三の二第二項の規定により輸入された生糸とみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

繭糸価格安定法の施行の実情等にかんがみ、自分の間日本蚕糸事業団において生糸の輸入を元的に行わせること等により、繭及び生糸の価格の中間安定のための措置を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産委員会議録第二号中正誤

ベシ 段行 誤 正

ニ 二 末 八 項目
セ 三 末 認 承 額
九 一 二 なる中で
三 二 三 国民の本は
三 四 一 農産園芸局長
四 二 三 おりまよんが、
四 二 三 台本
三 四 三 ございます。
三 四 三 ございました。

同 第三号中正誤

ベシ 段行 誤 正

六 三 八 たた現在、
ハ 二 末 飲料に
二 二 末 調査を
七 一 二 九 いるのであり
三 二 五 三月二十九日
三 四 一 七 漁種
三 三 三 政府は
六 四 三 とおりがござい
三 一 三 必要はないと
三 四 三 農地用の
同 第四号中正誤

ベシ 段行 誤 正

六 二 三 になりまして
九 四 三 一例を
八 二 二 米づくり時間
八 二 二 米づくり時間

